

令和2年9月

篠栗町議会第3回定例会  
会 議 録

福岡県篠栗町議会

# 会期日程

(会期：9月2日(水)～11日(金) 10日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	9	2	水	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・議案の上程(提案理由説明)及び質疑</li> <li>・議案の委員会付託</li> <li>・採決</li> </ul>
第2日	9	3	木	考 案 日		
第3日	9	4	金	本 会 議	午前10時	・一般質問
第4日	9	5	土	休 会		閉 庁
第5日	9	6	日	休 会		閉 庁
第6日	9	7	月	休 会		台風の為順延
第7日	9	8	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第8日	9	9	水	決算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第9日	9	10	木	決算特別委員会 予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第10日	9	11	金	本会議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各付託案件委員長報告</li> <li>・採決</li> <li>・閉会中の継続審査</li> </ul>
						閉 会

# 令和2年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和2年9月2日(水) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 1番 , 2番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案等の委員会付託について
- 第5, 議案第60号 篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第6, 議案第61号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第7, 議案第62号 篠栗町教育委員会委員の任命について

# 議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
59	専決処分の承認を求めることについて(専決第7号) [令和2年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について]	予算 特別委員会
63	篠栗町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定につ いて	総務建設 常任委員会
64	住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につ いて	総務建設 常任委員会
65	篠栗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
66	篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
67	篠栗町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定につ いて	文教厚生 常任委員会
68	篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
69	篠栗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	文教厚生 常任委員会
70	篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
71	篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	文教厚生 常任委員会
72	篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
73	篠栗町私立幼稚園の授業料等の減免に関する条例を廃止する条 例の制定について	文教厚生 常任委員会
74	財産の処分の変更について	総務建設 常任委員会
75	令和元年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会

議案 番号	件 名	付託委員会
76	令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
77	令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
78	令和元年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
79	令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	決算 特別委員会
80	令和元年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	決算 特別委員会
81	令和2年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について	予算 特別委員会
82	令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会
83	令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会

# 令和2年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和2年9月4日(金) 午前10時開議

## 第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	12番	荒牧 泰範	議員
2.	5番	田辺 弘之	議員
3.	11番	松田 國守	議員
4.	2番	横山 和輝	議員
5.	3番	品川 静	議員
6.	1番	藤木 高裕	議員
7.	8番	今長谷 武和	議員

# 令和2年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和2年9月11日(金)午前10時開議

- 第1, 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて(専決第7号)  
[令和2年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について]
- 第2, 議案第63号 篠栗町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定  
について
- 第3, 議案第64号 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に  
ついて
- 第4, 議案第65号 篠栗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第66号 篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基  
準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第67号 篠栗町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 第7, 議案第68号 篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定につい  
て
- 第8, 議案第69号 篠栗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について
- 第9, 議案第70号 篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 第10, 議案第71号 篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について
- 第11, 議案第72号 篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12, 議案第73号 篠栗町私立幼稚園の授業料等の減免に関する条例を廃止す  
る条例の制定について
- 第13, 議案第74号 財産の処分の変更について
- 第14, 議案第75号 令和元年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第15, 議案第76号 令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認  
定について
- 第16, 議案第77号 令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の  
認定について

- 第17, 議案第78号 令和元年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18, 議案第79号 令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第19, 議案第80号 令和元年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第20, 議案第81号 令和2年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について
- 第21, 議案第82号 令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 第22, 議案第83号 令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)について
- 追加日 意見書案 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪  
程第1, 第1号 化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 第23, 常任委員会の閉会中の継続調査の件



令和2年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月2日(開会)

令和2年 第3回 定例会 会議録

日時 令和2年9月2日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	藤木高裕	2番	横山和輝	3番	品川静
4番	古屋宏治	5番	田辺弘之	6番	栗須信治
7番	村瀬敬太郎	8番	今長谷武和	9番	
10番	阿部寛治	11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正		
教育長	太郎良順一	総務課長	立花博友
財政課長	藤忠文	会計課長	野寄勇
まちづくり課長	熊谷重幸	税務課長	有隅哲哉
収納課長	花田篤	住民課長	田村明広
健康課長	栗原俊孝	福祉課長	平山智久
産業観光課長	井上勝則	都市整備課長	堀雅仁
上下水道課長	城戸勝範	学校教育課長	浦上利浩
こども育成課長	松岡秀策	社会教育課長	松熊大

出席した議会事務局職員

局長	佐伯和久	次長	藤幸三
係長	伴秀代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

なお、執行部では、松田副町長が病気療養にて欠席いたしております。

また、本日は、新型コロナウイルス感染症予防のために、換気に留意するため、窓・出入口のドアを開け放ったまま会議を進行いたします。

ただいまから、令和2年第3回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットにメールで送信したとおりでございます。

それでは、これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

1番、藤木高裕議員、2番、横山和輝議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月11日までの10日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

従いまして、会期は、本日から9月11日までの10日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第59号から議案第83号までの計25議案でございます。

それでは、議案第59号から議案第83号までを一括議題とします。

町長に一括して、提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日、令和2年第3回定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

ただいま議長のお話にもありました通り、松田副町長が現在病気療養中で、病と闘っております。早期に快復し、復帰していただくことを願ってやみません。

今年も各地で豪雨災害が発生いたしました。

篠栗町におきましても、7月6日、9日に大雨警報が発令され、状況を見ながら災害準備本部、警戒本部を設置して備えましたが、大事には至りませんでした。

改めて、令和2年7月豪雨災害でお亡くなりになられた皆様に心から哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

福岡県町村会では、福岡県、福岡県市長会とともに、大牟田市への職員派遣を交代で行っておりまして、篠栗町では、8月11日から17日まで、罹災証明発行支援のため職員を派遣したところでございます。今後も、必要に応じて対応することを申し合わせております。

9月に入っての大型台風の接近が心配されますが、警戒態勢を怠ることなく対応をいたします。

次に、新型コロナ関連について申し上げます。新聞報道で既にご承知のとおり、糟屋郡での感染者数は、昨日現在で234人となっており、依然として連日数名の感染者が出ている状況でございます。しかしながら、日本全体、また福岡県を見ても、新規感染者数は減少傾向にあり、それぞれの立場での努力が功を奏しているという状況でございます。

篠栗町におきましても、今後とも各方面への協力要請をしっかりと行いながら、感染拡大防止に向けた努力を継続してまいりたいと考えております。

そうした中で、敢えて病院名を挙げて申し上げますが、心配しておりますのは、福岡青洲会病院で大規模なクラスターが発生した件でございます。福岡青洲会病院は、新型コロナ禍がスタートして早い時期に発熱外来を設置し、福岡県の要請に基づいてPCR検査をおこなっていただいておりますが、今回このような事態が発生しました。懸念されるのは、粕屋南部消防本部の救急搬送先として、大変重要な役目を果たしていただいている福岡青洲会病院が、現在診療できない状況にある点でございます。糟屋郡町長会では、現在、福岡青洲会病院をはじめ、院内クラスターが発生した医療機関等への様々な支援を呼びかけるべく協議を進めているところでございます。地域医療崩壊という最悪の事態を避けるため、発信してまいりたいと考えております。

現在の篠栗町の感染状況、支援策の状況等については、今定例会期間中に別途ご報告申し上げます。

例年であれば、9月以降開催しておりました、高齢者の集い、敬老会、小学校・幼稚園等や各区での運動会、金婚式、文化祭、ささリンピックなど、町民の皆様が

楽しみにしていただいている交流の場としての行事を軒並み中止にせざるを得ない状況でございますが、皆様ともうしばらく辛抱いたしましょう。

来年の成人式は、どのような形式にするにせよ必ず開催し、新成人を祝おうと準備を進めております。よろしくお願いいたします。

安倍総理大臣が8月28日に辞意を表明されました。これまで、「アベノミクス」実現のための「3本の矢」をはじめとする諸施策、「地方創生」「一億総活躍社会の実現」等、全国津々浦々の地域が勢いを取り戻すようにと、地方のために様々な取り組みをしてこられましたことに感謝申し上げます。

ここ数日間で国内の政局は、にわかに賑やかになりました。次期総理大臣がどの方になるにせよ、これまで国が進めてきた「地方創生 まち・ひと・しごと創生総合戦略」が継続され、地方のための政治が更に推し進められることを期待しております。

最後になりますが、本定例会は、私にとりまして任期最後の議会でございます。この4年間の任期中、懸案でありました財政力指数の向上、経常収支比率の改善については、道半ばと言わざるを得ません。しかしながら、篠栗町は大きく動き始めております。多少のタイムラグがあり、4年前に掲げた篠栗北地区産業団地開発等、所期の目標を達成するには今しばらく時間がかかりますが、本年度からの第2期「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実践で、必ずや福岡県を代表する町となることを信じて止みません。

今後とも議会の皆様におかれましては、ご指導、ご協力を賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、本定例会に提案しております議案第59号から議案第83号までの25号議案について説明をいたします。

議案第59号は、「専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）」であります。

当該補正予算は、令和2年度篠栗町一般会計補正予算について専決処分をしたので、議会の承認を求めるものでございます。

内容は、令和2年7月6日から7日にかけて発生した豪雨災害の復旧のため、災害による被災箇所の早期復旧を行うため、復旧に係る設計委託料及び工事費用を予算計上するもので、当該予算の総額に歳入歳出それぞれ1,348万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ135億5,531万5,000円とするものであります。

議案第60号は、「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。

本議案は、現委員であります萩尾勝男氏が、本年9月30日をもって任期満了となるため、後任として新たに小林知生氏を委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第61号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本議案は、人権擁護委員、郡嶋正弘氏が本年12月31日をもって任期満了となるため、再任の候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

○議長（阿部 寛治） 町長、マスクが大変苦しいと思いますので、ソーシャルディスタンスは十分とれていますから、マスクを外して結構です。

○町長（三浦 正） 失礼いたします。

議案第62号は、「篠栗町教育委員会委員の任命について」であります。

本議案は、教育委員、林巖氏が本年9月30日をもって任期満了となるため、後任として、新たに藤俊広氏を教育委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第63号は、「篠栗町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」であります。

本議案は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、町長等の損害賠償責任の額を規定するために、本条例を制定するものであります。

制定の主な内容は、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は町職員の町に対する損害を賠償する責任を、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、本条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めるものであります。

議案第64号は、「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。

本議案は、住居表示の実施に伴い、関係条例について所要の規定を整備するため、本条例を制定するものであります。

制定の主な内容は、実施区域内で変更となる住所について、改正を行うものであ

ります。

議案第65号は、「篠栗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年4月1日から導入された会計年度任用職員制度について、条文中における引用条の修正及び定義の明確化を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、会計年度任用職員には想定されない特殊勤務手当の削除、フルタイム会計年度任用職員の給料の支給に関する定義の明確化等について、改正を行うものであります。

議案第66号は、「篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、市町村が条例で基準を定めるに当たっては、事業に従事する者及びその員数を含む全ての事項について、従うべき基準から参酌する基準に見直されることとなったことに伴い施行された、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に基づき、放課後児童支援員の規定に関し、実情を踏まえ見直しを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、放課後児童支援員の数に関する規定及び職員に関する経過措置について改正を行うものであります。

議案第67号は、「篠栗町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、入所及び保護者負担金に関する規定を、篠栗町放課後児童クラブ条例施行規則から削除し、条例の規定として定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、入所に関する規定及び保護者負担金に関する規定を追加するものであります。

議案第68号は、「篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、職員に関する規定の変更を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、児童館における配置者及び館長に関する規程について、改正

を行うものであります。

議案第69号は、「篠栗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、福岡県子ども医療費支給制度について、令和3年4月1日から制度改正されることに伴い、子ども医療費の支給に関する条例準則が改正されたことから、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、子ども医療費支給制度の対象を現行の「中学生の入院」に「中学生の通院」を加えて拡大するものであります。

議案第70号は、「篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、幼児教育・保育の無償化の施行による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたため、関係する規定について所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めること、子育てのための施設等利用給付に関する規定及び副食費の保護者負担に関する規程について、改正を行うものであります。

議案第71号は、「篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、福岡県重度障がい者医療費支給制度について、令和3年4月1日から制度改正がされることに伴い、重度障がい者医療費の支給に関する条例準則が改正されたことから、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、当該条例準則の規定改正に合わせて「障害者」の表記を改める等、文言の整理等を行うものであります。

議案第72号は、「篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、下水道工事における排水設備指定工事店の指定に係る申請に伴う審査並びに指定工事店及び工事責任技術者の登録に係る証交付について、手数料を徴収することに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第73号は、「篠栗町私立幼稚園の授業料等の減免に関する条例を廃止する



条例の制定について」であります。

本議案は、令和元年10月の幼児教育無償化に伴い、国の幼稚園就園奨励費補助事業が廃止となり、幼稚園の授業料等も無償となったことにより、本条例はその目的を終えたため、本条例を廃止するものであります。

議案第74号は、「財産の処分の変更について」であります。

本議案は、平成31年3月18日平成31年第1回篠栗町議会定例会で議決された議案第17号「財産の処分について」現地を測量した結果、面積の変更が生じたため、売却面積8,434平方メートルを8,359.92平方メートルに変更し、売却額4億円を3億9,626万208円に変更するものと、町名の変更に伴う所在地の変更を行うものであり、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第75号から議案第78号までの4議案は、令和元年度篠栗町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第75号は、「令和元年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第76号は、「令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第77号は、「令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第78号は、「令和元年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

以上4議案が、一般会計及び特別会計の決算認定に関する議案であります。

議案第79号は、「令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」であります。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計未処分利益剰余金5,346万9,783円のうち3,955万7,546円を減債積立金へ積立、3万1,421円を自己資本金へ組入し、1,388万816円を繰越利益剰余金とするもの、及び令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第80号は、「令和元年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定

について」であります。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和元年度篠栗町水道事業会計未処分利益剰余金2億1,138万692円のうち9,762万1,173円を減債積立金へ、1億円を建設改良積立金へ積立し、1,375万9,519円を繰越利益剰余金とするもの、及び令和元年度篠栗町水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第81号から議案第83号までの3議案は、令和2年度補正予算であります。

議案第81号は、「令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）について」であります。

当該補正予算は、令和2年度篠栗町一般会計歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,030万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億3,562万1,000円とするものであります。

まず、主な歳入につきましては、新型コロナウイルスによる徴収猶予のため、町税のうち個人及び法人町民税768万8,000円、固定資産税2,254万円をそれぞれ減額し、地方特例交付金を1,447万3,000円増額、普通交付税9,142万9,000円を減額、国庫支出金を9,081万7,000円、県支出金を2,918万8,000円増額し、繰入金3億円を減額し、令和元年度に確定いたしました繰越金を3億9,165万7,000円増額し、諸収入377万2,000円を減額するものでございます。

また、臨時財政対策債を4,430万円、徴収猶予特例債を3,000万円、緊急自然災害防止対策事業債を300万円、農林業施設災害復旧事業債を200万円それぞれ増額するものであります。

次に、主な歳出につきましては、総務費におきまして、情報システム管理費といたしまして、WEB会議システム導入委託料500万円、システム変更委託料710万6,000円、リモートワーク環境整備事業4,000万円、戸籍住民基本台帳費といたしまして、コンビニ交付実証事業システム導入委託料955万9,000円を追加するものであります。

民生費におきましては、社会福祉総務費といたしまして、天空会館空調設備工事1,624万7,000円を追加し、高齢者支援費といたしまして、敬老会補助金242万3,000円、おひさま活動事業費320万円をそれぞれ減額し、福祉事業者支援助成金510万円を追加、障がい者福祉費といたしまして、遠隔手話サービ

ス事業186万9,000円、福祉事業者支援助成金300万円、昨年の事業実績に伴い発生いたしました自立支援サービス事業等国庫補助金返還金919万6,000円、同様に、県補助金返還金に672万1,000円をそれぞれ追加し、包括支援費といたしまして、ケアランポリン教室事業187万4,000円を減額、児童福祉総務費といたしまして、延長保育事業補助金200万円を追加し、児童福祉振興費といたしまして、子育て世帯への臨時特別給付金100万円を追加し、児童育成事業費といたしまして、学童保育事業備品173万7,000円、放課後児童健全育成事業費補助金233万2,000円をそれぞれ追加するものであります。

衛生費におきましては、母子健康推進費といたしまして、オンライン保健指導備品135万7,000円を追加し、予防費といたしまして、ロタウイルス予防接種事業委託料615万9,000円、おたふくかぜ予防接種給付270万円をそれぞれ追加し、総合保健福祉センター運営費といたしまして、オアシス篠栗駐車場改修工事2,500万円を追加するものでございます。

農林水産業費におきましては、林業振興費といたしまして、荒廃森林再生事業費1,754万円、小葉山線林道改良工事500万円をそれぞれ追加するものであります。

商工費におきましては、商工総務費といたしまして、デリバリー・テイクアウト促進補助金の額の確定により145万9,000円を減額し、観光費といたしまして、春らんまんハイキング事業を771万1,000円減額、若杉地区遊歩道木柵取替工事123万2,000円を追加、夏祭り振興事業補助金を250万円減額するものであります。

土木費におきましては、道路橋梁総務費といたしまして、津波黒地区浸水対策基本調査に650万円を追加するものであります。

消防費におきましては、非常備消防費及び消防施設費といたしまして、操法大会事業を878万7,000円減額するものであります。

教育費におきましては、事務局費といたしまして、小・中学校補助金を180万5,000円減額し、各小・中学校費といたしまして、学習指導員・スクールサポートスタッフ事業に770万円、修学旅行バス追加借上料に516万6,000円、教育系インターネット増強工事等に630万1,000円、新型コロナ対策備品等に1,128万9,000円をそれぞれ追加し、社会教育総務費といたしまして、人権啓発関係の講演料など133万4,000円減額し、総合センター管理費といたしまして、Wi-Fiアクセスポイント設置工事115万5,000円を追加し、公民館

費といたしまして、公民館主催学級事業を150万円、文化祭事業250万8,000円、自主文化事業を150万円それぞれ減額、青少年教育費といたしまして、祇園巡回・研修会食事代・花苗事業等を134万6,000円減額し、保健体育総務費といたしましては、スポーツ大会参加補助金を191万円減額、社会体育施設費といたしまして、町民プール事業を427万6,000円減額するものでございます。

災害復旧費といたしましては、農業用施設災害復旧費といたしまして100万円、林道施設災害復旧費といたしまして230万円、農地災害復旧費といたしまして250万円をそれぞれ追加するものであります。

公債費におきましては、元金といたしまして、起債元金償還に675万2,000円を追加し、利子といたしまして、起債利子償還257万8,000円を減額するものであります。

諸支出金におきましては、繰出金といたしまして、後期高齢者医療特別会計繰出金に104万9,000円を追加するものであります。

最後に、地方債におきましては、借入限度額を変更するものといたしまして、臨時財政対策債4,430万円、災害復旧事業債200万円をそれぞれ増額するものであります。

また、追加するものといたしまして、徴収猶予特例債3,000万円、緊急自然災害防止対策事業債300万円をそれぞれ計上するものであります。

議案第82号は、「令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、令和元年度の保険料・滞納繰越額の確定に伴う保険料等負担金及び人件費の補正により、歳入歳出それぞれ741万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ4億3,027万9,000円とするものであります。

議案第83号は、令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正会計予算を、営業費用の補正により第3条 収益的収入及び支出において、支出に113万9,000円を追加し、収益的支出の総額を8億8,415万3,000円とし、収益的支出額に対し559万1,000円の黒字予算とし、受益者負担金の補正により第4条 資本的収入及び支出において、収入に1,203万9,000円を追加し、資本

的収入の総額を4億9,826万円とするものでございます。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので質疑を終わります。

日程第4、「議案等の委員会付託について」を議題といたします。

議案第59号から議案第83号までの25号議案を一括議題といたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第60号から議案第62号は、人事案件でございますので、委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第63号から74号までの12議案につきましては、タブレットに掲載の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第75号から議案第80号までの決算認定については、「議長及び議会選出の監査委員を除く9人で構成する決算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第59号と議案第81号から議案第83号までの補正予算については、「議長除く10人で構成する予算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、決算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより、委員長は、6番、栗須信治議員。副委員長は、4番、古屋宏治議員です。

また、予算特別委員会の正副委員長については、委員長は、4番、古屋宏治議員。副委員長は、6番、栗須信治議員です。

最後に、報告2件について、決算審査終了後に全員で報告を受けたいと思います。

日程第5、議案第60号「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案の説明を立花総務課長に求めます。

立花総務課長。

○総務課長(立花 博友) それでは、議案の説明をいたします。

議案第60号「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」次の者を篠栗町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

【記】住所 糟屋郡篠栗町大字尾仲318番地12

氏名 小林 知生

生年月日 昭和29年11月15日

令和2年9月2日提出、篠栗町長 三浦 正

(提案理由)

現委員の萩尾 勝男氏が、令和2年9月30日をもって任期満了となるため。

次ページに履歴を掲載しておりますので、ご参照ください。

なお、任期は、令和2年10月1日から令和5年9月30日まででございます。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの総務課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認め、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第6、議案第61号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案の説明を平山福祉課長に求めます。

平山福祉課長。

○福祉課長（平山 智久） 議案の説明をいたします。

議案第61号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

【記】住所 糟屋郡篠栗町大字篠栗5091番地1

氏名 郡嶋 正弘

生年月日 昭和19年9月22日

令和2年9月2日提出、篠栗町長 三浦 正

（提案理由）

人権擁護委員 郡嶋 正弘 氏が、令和2年12月31日をもって任期満了となるので、再任の候補者として法務大臣に推薦するため。

次ページに履歴書等を掲載しておりますので、参照をお願いいたします。

なお任期につきましては、令和3年1月1日から令和6年12月31日まででございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの福祉課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案も人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認め、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第7、議案第62号「篠栗町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案の説明を浦上学校教育課長に求めます。

浦上学校教育課長。

○学校教育課長（浦上 利浩） 議案第62号「篠栗町教育委員会委員の任命について」

次の者を篠栗町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

【記】住所 糟屋郡篠栗町大字篠栗3697番地3クラヴィエ篠栗201号

氏名 藤 俊広

生年月日 昭和44年1月23日

令和2年9月2日提出、篠栗町長 三浦 正

(提案理由)

教育委員 林 巖 氏が、令和2年9月30日をもって任期満了となるため。

次のページに履歴書を添付いたしておりますので、ご参照ください。

なお、任期は、令和2年10月1日から令和6年9月30日まででございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの学校教育課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 私の記憶に間違いなければ、確認ですが、教育委員会の5名は、確か任命枠というのがあったと思うので、その枠の説明と今回その中のどれに当たるかをちょっと教えていただけますか。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○学校教育課長（浦上 利浩） 任命枠というのを正式に法令上で定められているものではありませんで、教育関係の出身者、いわゆる教育に非常に詳しい方と教育に



詳しくない世間一般人といたしますか、そういった方を半々程度に任用するようという流れといたしますか、通知等は来ております。

そしてまた、1枠あるというのは、保護者枠というのがありまして、これは、20歳未満の子どもさんを養育している方を1名、この教育委員に任命するという必要性はありますが、これは別の方が今現在なっておりますので、この方は一般常識人枠というところで任用したいということでお願いしております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案も人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認め、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前10時45分

令和2年第3回(9月)

# 篠栗町議会定例会

9月4日(一般質問)

令和2年 第3回 定例会 会議録

日時 令和2年9月4日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	藤木高裕	2番	横山和輝	3番	品川静
4番	古屋宏治	5番	田辺弘之	6番	栗須信治
7番	村瀬敬太郎	8番	今長谷武和	9番	
10番	阿部寛治	11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正		
教育長	太郎良順一	総務課長	立花博友
財政課長	藤忠文	会計課長	野寄勇
まちづくり課長	熊谷重幸	税務課長	有隅哲哉
収納課長	花田篤	住民課長	田村明広
健康課長	栗原俊孝	福祉課長	平山智久
産業観光課長	井上勝則	都市整備課長	堀雅仁
上下水道課長	城戸勝範	学校教育課長	浦上利浩
こども育成課長	松岡秀策	社会教育課長	松熊大

出席した議会事務局職員

局長	佐伯和久	次長	藤幸三
係長	伴秀代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

なお、執行部では、松田副町長が病気療養のため欠席しております。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。傍聴の際は、皆様へ配布しております「一般質問通告書一覧」1ページの注意事項を熟読されまして、ご協力いただきますようお願いいたします。

一般質問を行います前に、議員の皆様をお願いいたします。

コロナ禍の中でありますので、不急の質問等については、議員自身の判断で手短にお願ひします。

また、一般質問に入ります前に、台風10号等の関係で、町長より報告がありますので、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

冒頭の時間をおかりいたしまして、台風10号に関する件で皆様方にご報告を申し上げます。

昨日から報道におきまして、早めの避難をお願いしたいというようなことがテレビでたくさん報道されている関係で、昨日の夜から「避難所をいつ開けてくれるのか」とか、「どこに行ったらいいのか」という問い合わせが盛んに来ております。

そうしたことから、私どもは6日の朝から、警報の発令有無に関わらず警戒本部を設置いたしまして、100名体制で臨み、6日の午後に町内の避難所として計画しております諸施設を開けて対応するようにしております。6日の朝から、役場には職員がおりますので、皆様方のところにお問い合わせがあれば、役場に問い合わせるようお願いしたいと思っております。7日の深夜までという流れになろうかと思いますが、万全の体制で臨みたいと思っておりますのでよろしくようお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 日程第1、「一般質問」を行います。

質問者は、7名でございます。

質問時間は、申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆さんに議事進行に際してお願い申し上げます。

リアルタイムでの配信を行っておりますので、質問議員も答弁者も言葉遣いには気をつけるように求めます。発言内容を精査して、最終日に議長判断を報告させていただきます。ご協力ありがとうございました。

それでは、順次質問を許可いたします。

質問順位 1 番、荒牧 泰範 議員。

○議員（荒牧 泰範） 皆様おはようございます。

議席番号 1 2 番、荒牧でございます。

マスクをしていて声は聞こえておりますか。大丈夫ですか。

では、2 問質問させていただきます。

まず初めに、教育長に質問ですが、「コロナ禍での学校本来の目的達成を願う」ということで、コロナウイルスの感染者が増え続け、重篤患者も増加傾向にありますが、その感染経路に占める家庭内感染の割合が高くなっており、子どもたちの感染が非常に心配になってきました。

家庭内の対策は各々にお願いするしかありませんが、教育委員会の学校における対策は万全でしょうか。

前議会の審査の中で、生徒・児童の教育と指導にあたる先生方が、校内の消毒に追われ授業の準備等の時間が大きく割かれているので、清掃業者に消毒も追加委託していただくようお願いしておりましたが履行されていないようですが、経過をお聞かせください。

また、感染予防のためのマスクや消毒液等は、冬場にかけて、また不足することも考えられますが、これまでの対応は十分に確保できているとは言いがたい状況です。学校から保護者への説明で予算がないと報告されたそうですが、これまで経験したことがない事象で、何が必要となるかわかりませんし、命にも係わることから、速やかに対応できるように、現場である学校に遮蔽板設置や密を避ける校内通信設備などのコロナ対策費として前もって予算を配分しておき、先生方が本来の教職者としての使命が十分に果たせる環境を整えていただきたいと思います。如何でしょうか。

お尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） 答弁を教育長。

○教育長（太郎良 順一） まず、6 月 2 5 日の臨時会において補正予算をご承認いただいた「小中学校の清掃消毒作業」に関するお尋ねでございますが、これにつきましては、業務委託契約に必要な事務手続として、7 月中旬に指名業者選考委員会及び 7 月下旬の入札会を経て 7 月 3 0 日に業務委託契約を締結し、8 月 3 日の月曜日から作業を行っております。

清掃消毒の箇所は、学校内共用部、階段や廊下の手すり、トイレのドアやレバーなどで、放課後の時間帯に毎日実施いたしております。

次に、「マスクや消毒液が不足するのではないか」「前もって学校に予算配分すべきではないか」とのご意見でございますが、本議会に、各校長の意見を踏まえた補正予算を提案いたしておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） コロナ禍ですので速やかにということですので、1点だけお願いしたいのですが、現場で矢面に立って一生懸命やっていたら先生方、この方々が本当に何か欲したときに、稟議出して、教育委員会でやって、課が持って行って云々というよりも、その場で使えるような現金というものを先渡しをしていただきたいのですが、それは不可能でしょうか。

それを是非ともやっていただきたいのですが。

○議長（阿部 寛治） 教育長。

○教育長（太郎良 順一） 議員が言われるように、いわゆる資金前途といいましゅうか、そういうふうな形で一定金額を前渡しして、そして、学校長の判断で、柔軟に迅速に、対応できるというようなことで、今回の補正予算にもそういうような文言がでていますが、併せて、各市町村の会計の手続ルールに従ってというふうなことでございましたので、本町においては、資金前途というか、前払いというのができないルールでございますので、その分、先ほどご説明しましたように、今何があるかというふうなことについて、詳細に校長から意見を聞いてそれを反映させるというところがございます。

中には、ネットで買う方が早いというような部分がございますが、予算執行のルール上、それは非常に現時点においては難しゅうございますので、聴取を早く、迅速に行って、柔軟に対応するというような手法で今進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） ルール上できないことはよく分かります。

そうすると、なおさらの如く忙しい学校からの連絡待ちではなくして、学校教育課長なり、指導主事が学校回りをしてでも今必要なものが何かというのを拾い上げるような姿勢で臨んでいただきたいと要望して、1問目終わらせていただきます。

引き続き、2問目よろしいでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 2問目は、町長にお尋ねいたします。

「北地区産業団地の起債償還計画は」ということでお尋ねいたします。

平成27年度に九州大学から1億6,793万円で土地を購入し、開発が進められている産業団地ですが、令和2年度予算まで含めると、これまでに開発事業費等で特別会計から40億1,754万円に加え、国道法面工事や地元対策費等が一般会計から13億3,235万円と上下水道敷設のために、企業会計から2億4,795万円支出し、この事業に係わる総事業費は55億9,785万円に上ります。

これに対し、用地売払収入が31億4,600万円で、起債に対する交付税算入額を4億4,900万円差引くと約20億円の大赤字となります。

現在、我が町の財政は、一般会計が100億円規模ですが、経常収支比率が95.4%であり予算編成の自由度は極めて低い状態です。

この莫大な負債がいつの間にか一般会計に編入されて、うやむやにならないよう償還完了まで特別会計を閉じることがないようにお約束していただき、償還計画をお示しく下さい。

現状では、事業用地3の売却が難しい状況を考えると、合計28億3,500万円ほどの負債となった場合、今年度が財政的に乗り切れるのかもお尋ねいたします。

赤字は出さないように当初から申し入れていたにも関わらず、平成27年9月には、「大きな赤字を出してまでは考えていない」が、30年9月では、「住民対策費等の工事が膨らんだ」になり諸々増額され、結果大きな負債となりましたが、町長としての責任をどう考えておられるかお尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） 答弁求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまの荒牧議員からの「北地区産業団地の起債償還計画は」についてのご質問にお答えいたします。

まず、起債償還計画についてでございますが、篠栗北地区産業団地整備事業特別会計での起債は、平成30年度に借入を行った8億1,860万円でございます。

この起債の借入条件は、5年間の元金据置期間終了後、令和6年度から25年間で償還することとなっております。令和6年度から毎年度約3,300万円を償還するという契約でございます。

なお、この起債は、一般会計と区分すべき性質であることから、償還終了までは、特別会計の廃止を行わないものと考えております。

償還の財源は、一般会計からの繰出金となる見込みでございますが、繰出金の財源については、産業団地進出企業からの税収等で十分に賄える見込みとなっております。

ます。

また、仮に事業用地3が今年度中の売却に至らなかった場合とのことについてでございますが、現在ご興味のある企業に対して、誠意をもって対応している最中でございます。今年度中での売却に至らなかった場合等につきましては、一般会計で影響を及ぼすことのないよう、会計手法を練ったうえで議会にもお諮りしたいと考えております。

次に、本事業に対し、「大きな赤字を出してまで考えていない」と私の過去の発言の件でございますが、当初の想定から様々なコストが増加したのは、紛れもない事実でございます。

しかし、その時点時点で事業費と事業用地の売却収入、そして操業後の税収や雇用の確保を見通したところでの事業を推進すべきとの総合的に判断をしているところでございます。

現在、新型コロナウイルスの影響で企業も打撃を受けていることから、進出に対し慎重になっているところもございますが、このコロナ禍をチャンスと見て、問い合わせや現地視察を行う企業も出てきております。

また、既に企業立地協定を締結したり、売買契約を取り交わしている企業についても、撤退するのではないかと噂もあるやに聞いておりますが、私はやまやコミュニケーションズ様はじめ、企業の社長様と直に面談しお声を聴いてまいりました。

新型コロナ禍で現時点では資金繰りに多少苦慮しているが、必ず進出する計画であるという力強いお言葉をいただいております。概ね令和3年2月中には売買が完了するのではないかと考えております。

最後に、私の責任について問うておられますが、篠栗町の将来の財源を生み出す大事な財産となるためにも、進出企業の操業開始まで主体性をもってこの事業を進めなければいけない事業だと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 荒牧議員、再質問どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 再三再四ここで申し上げますが、当初から町はデベロッパーでも何でもないので、慣れないことに手を出すと火傷をするのでやめて置かれた方がいいというのを再三申し上げたのですが、ただこの事業、町長がおっしゃるように、未来に向けての大事な資産となることも確かなことでございますので、進出される企業が今幾つか決まっていますが、全部決まったところで、その企業が町に来ているということは「PR効果」これがあることも明らかでございます。



ただ一つ言えることは、そのために例えばPRしたと思って広告料で1億円出した2億円出したレベルで収まっていれば、なるほどすばらしいことで、将来において雇用も膨らむかもしれないし税収も上がるかもしれないというのが普通の考え方と思うのですが、20億円のCM料を未来の夢見賃というのは、非常に高いと思うのですが、これは如何お考えでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 20億円という話を前々から荒牧議員の方でお話しいただいて、ほかにもそういうお話をいただいておりますが、一番最初に、この産業団地、プロポーザルをするときに、もう一つ企業がございました。それはよくご承知であろうかと思いますが、そこはいわゆるロジックスを建てるという、いわゆる流通センターを建てる、一括して購入したいというD社でございました。

そのプロポーザルの中で私どもは、総合的に判断して鹿島建設との共同体において食品系工業団地というスタートをしたわけでございますが、そこが仮に、ロジを建てるということになりましても、当然のことながら、私どもは、売却代金で購入代金にちょっと上乗せしたぐらいの売却代金で渡してしまって、そこが事業することになると思いますけど、そうなったときにも、当然のことながら国道法面の事業というのは、国土交通省の関係でございますので、大きな事業を私どももその売却した法面のために、当然のことながらしなくてはいけない。

これは10数億円掛かったわけです。現時点でも10億4,500万円掛かっておるわけでございます。

ですから、20億円といいましても、どういう事業体でこの産業団地、いわゆる九州大学から1億7,000万円弱で購入した時点で、これを産業振興のために使いますと言って売却して、あるいは私どもが現在のように、町のために事業をした。そういうどちらにしても、現時点での法面工事というのは、私どもは当然しなければいけなかった工事だったということは、ご理解いただきたいと思っております。

併せて、現在のこの北地区産業団地の中で、いわゆる県道と国道との迂回路としての町道をつくりました。もう既に運用を開始しておりますが、徐々に交通量も増えてきております。

併せて、上下水道も管線もつくりました。域内の中で、上下水道の区域を広げ、そして上下水道の管を引きました。そしてまた、水道の施設もつくりました。

こういう事業というのは、いわゆる、平成31年3月に申しあげました開発事業主体としての町と区分けした篠栗町の、いわゆる地方自治体の事業としての公共工

事の部分もあるわけで、その部分については約7億ある。というふうに、私どもが試算しております。

全体の総括をこの前からお約束しておりますように今定例会で、9日の予算・決算の特別委員会の後にご報告する予定にしておりますが、諸々のことを併せまして、私が考えますに、今後については、この事業自体が必ずや私どもの町の発展のために寄与するということを確認して疑わないものでございます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 2点ほど、私がお尋ねした20億円というのは、高いととらえられないのかどうかお尋ねしたいのと、それと、今おっしゃった事業主体としての篠栗町、それと受け入れ側の篠栗町という表現を一時期されていましたが、本会議場において確か横山議員から質問か何かのときでしたが、その分は、一つのものとして考えるべきというふうになったというふうに私は捉えているのですが、その二つをちょっともう一度お尋ねします。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○町長（三浦 正） すみません。

ちょっと、後半が聞こえなかったのですけれども。

○議長（阿部 寛治） マスクを取っていいですよ、質問者も。

そこは密にならないから。

○議員（荒牧 泰範） 1点目が、事業として悪と言っているのではなしに、できてしまったらすばらしいことができるのでしょいうが、そのための投資としての20億円が高過ぎると思われいいのかというのが1点目で、もう一つは、今事業主体としての篠栗町と、受け入れるが側、自治体としての篠栗町があってという表現をされました。確かに、そういう表現をされていましたが、その表現は、確かこの本会議場の一般質問、横山議員の一般質問か何かの途中で、「それは1本ですね」というような表現に変わっていたと思うのですが、如何ですか。

○議長（阿部 寛治） 三浦町長。

○町長（三浦 正） まず、1問目の20億円についての話ですけれども、当然のことながら、それは私どもが法面工事を全く行わないということが前提からすれば10億円余計に掛かった、そのうち、起債事業でございますので、5億円弱の交付税措置が行われるにしても、20億円という私どもが歳出として出さなければいけないものがあつたということは認めるところでございますが、それを差し引いても私

どもは、これは本当にやるべき事業であったし、これから大いにそれを上回る還元があるものと思っております。

2点目の私がそういう表現をしたという記憶は全くございませんし、私は、この31年3月14日の特別委員会で、私どもの町がこの開発事業に対する考えの再確認というペーパーでもってご説明したとおりのことを今も思っておりますし、これを前提に、今度の9日の日にもご報告を申し上げたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） 荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 2点目の件は、私だけでなく他の議員も「2個が1個にいつの間にかまた戻ったよね」という表現をしていると思う。

その分は、また後刻お尋ねさせていただくとして、ただ一つお尋ねしたいのは、細かなことは町長も全部把握されてないでしょうから、この起債の償還を税収その他諸々、今の見込みでいくと何年ぐらいかかるのかというのが、財政課長が分かればお尋ねしたいのと、後、上下水道課長に、あくまでも企業会計ですから投資したら当然回収しなくちゃいけない、今の見込みとしてどんな見込みで、どのぐらい使っていたかのを想定して、どのぐらいで回収するというのを計画当然あると思うので2点について、お二方にお尋ねしたいのですが。

○議長（阿部 寛治） 通告外になっていますが、分かりますか。答えられますか。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 先ほど答弁で申し上げました、いわゆる据置期間、それから償還期間というものを越えたところで、繰上償還をどれぐらい考えているのかというようなご質問の趣旨のように聞こえますが、そういうふうな考え方でよろしゅうございますか。

それであれば、私どもはできるだけ繰上償還をしていきながら、特別会計を早期に閉塞したいというふうに考えているところでございます。

上下水道料金につきましては、また上下水道課の方でしっかり今回の議会の中でご報告したいと思えます。

○議員（荒牧 泰範） 終わります。

○議長（阿部 寛治） 質問順位2番、田辺 弘之 議員。

質問者は、苦しかったマスクを外して。

○議員（田辺 弘之） 議席番号5番、公明党の田辺でございます。

今回は、「GIGAスクールの実施について」質問いたします。

GIGAスクールとは、義務教育を受ける児童生徒に1人1台の端末与え、学校に高

速大容量の通信ネットワークを整備することで、公正に個別最適化され、資質能力を育成できる教育環境を実施するため文部科学省が推し進めているG I G A（G l o b a l a n d I n n o v a t i o n G a t e w a y F o r A l l）スクール構想のことです。

本年度から小学校の英語教育が強化され、教員の負担も増えたところに、予期せぬコロナの流行があり、先生方の負担もさらに大きくなりました。それに加え、全国一斉の休校要請で対面学習ができず、夏休みは休校期間の代替として大幅に縮小となりました。

また、ほとんどの大学では「Z o o m」などを活用したオンライン授業を今でも行っていますが、小中学校では、まだまだその環境が整っていないのが現状でございます。

篠栗町においては、当初、G I G Aスクールの実施のため、本年度から2023年までの4年間をかけて小中学校生全員にパソコンを1台ずつ揃えて、I T教育の推進をしていく計画でありましたが、国はこうしたコロナ禍などという状況が発生したときのことも考えて、今年度中に、全国の小中学校に1人1台の配備をW i - F i環境なども含め、前倒しする予算を組み、篠栗町もそれに応じて、本年度中に1人1台の環境が整うこととなりました。

ハード面では、予算の問題等をクリアするだけでいいのですが、今後、これらの資材を活かすためには、学校の先生方にとって、更に大きな負担となっていくことが考えられます。

そこで、次の質問を行います。

まず1点目です。教員の負担を軽減するためにも文部科学省は、学校I C T化を進める中で、I C T支援員は不可欠な存在であるという考えから、2022年度までに4校に1人のI C T支援員を配置することを目指しておりますが、篠栗町では、G I G Aスクール推進にあたって、このI C T支援員もしくは教育情報化コーディネーターの配置の予定はありますか。

2点目ですが、教員がI C Tを効果的に活用して、指導力を高めていくために、どのようなことに取り組まれるのでしょうか。

3点目、令和3年度から中学校で使用される教科書が決まりましたが、今後、遠隔学習をせざるを得ない事態が発生した場合、これらの教科書は「学習用デジタル教科書」としてオンライン学習に対応できるのでしょうか。

最後の質問でございますが、2年前にランドセルが重たいのでどうにかして改善

できないかとの質問をいたしました。将来的に全教科デジタル化できた場合、パソコンの持ち帰りで軽量化を図ることが可能ですでしょうか。

以上、ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部 寛治） 教育長。

○教育長（太郎良 順一） 田辺議員のGIGAスクールの実施に関する四つの質問にお答えいたします。

最初のご質問は、「ICT支援員もしくは教育情報化コーディネーターの配置予定について」でございます。

ICT支援員とは、学校における教育の情報化推進の実務的な支援をする人物のことですが、教師のICT機器操作の補助やICTを活用した授業の打ち合わせなどを行います。

一方、教育情報化コーディネーターは、教育の情報化を推進するにあたっての諸課題を、学校の実情に応じて解決提案する役割を担う人物で、教育の情報化においては、システム構築を支援する人物です。

本町におきましては、本年度末までに、機器の整備を完了する予定であり、システム構築は進んでおりますので、将来的には教育情報化コーディネーターよりも実務支援者であるICT支援員の配置を検討しております。

ただ、現時点におきましては、当面ハード面においては、パソコン導入業者の支援を受けることが可能でございますし、ソフト面においては、各パソコンに取り組もうと計画している学習支援ソフト制作会社の支援をすでに受けております。

したがって、本町におけるICT支援員に対する必要な支援内容を検討したうえで、ICT支援員の導入を図りたいと考えております。

二つ目のご質問は、「教員がICTを効果的に活用して、指導力を高めていくためにどのようなことに取り組まれるか」ということでございます。

GIGAスクール構想の実現に向けては、ICT機器の整備、つまり1人1台パソコン、それからインターネット環境、その整備と車の両輪となるのが、教員のICT活用力の向上であります。

これにつきましては、まず必要なのは、各学校の教職員の操作能力の実態把握であります。これについては、本町が進めようとしている教育の情報化や導入する機器の操作能力の実態把握が必要だと考えます。

そのうえで、活用力向上の研修等の計画を立案し、実施したいと考えます。

あわせて、今後急速に進むであろう教育環境の変化に対応できる人物の育成を進

めてまいりたいと考えます。

これらに先立って取り組まなければならないことは、核となる人物の把握と育成。そして、この人材をサポートする専門家の配置です。これについては、当面、機器の導入業者が担っていただけると期待しているところでございます。

三つ目のご質問は、「デジタル教科書の活用とオンライン学習について」のご質問でございます。

田辺議員がご指摘のように、本町の中学校で来年度から使用する教科書が決定いたしました。したがって、来年4月に全学年の生徒にこの教科書が無償提供されます。

ここで「学習用デジタル教科書」について触れさせていただきます。「学習用デジタル教科書」とは、紙の教科書の内容の全部をそのまま記録した電磁的記録である教材を指します。

現時点においては、無償給与される教科書は、紙の教科書であり、学習用デジタル教科書は、一定の基準のもとで必要に応じ、紙の教科書に変えて使用するものとなっています。

「学習用デジタル教科書」のオンライン学習での活用は、1人1台のパソコンが整備され、将来、教科書の無償給付が紙の教科書から学習用デジタル教科書に移行した後になると考えます。

最後のご質問は、デジタル教科書と1人1台のパソコン整備によって、児童生徒が日々携行する教材教具の軽量化が図られるのかというお尋ねでございます。

「学習用デジタル教科書」の導入により期待されるのは、動画・アニメーション、ドリル・ワーク、参考資料などのデジタル教材との一体的使用であります。

これにより、現在児童生徒がランドセルや通学カバン及び補助バックに入れて携行している教科書及び各種教材は、パソコン1台に変えることが可能となります。

極端に言えば、通学時の携行物はタブレットパソコンのみとなり、紙に印刷したものを持参することがなくなります。

ただし、そのようになるには、いくつもの段階を経る必要があると考えますので、一気に変わることはないと考えます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 答弁されましたので、再質問ございましたら。

田辺議員。

○議員（田辺 弘之） ICT支援員の件ですけど、今のところは導入業者が担って

もらえるということだったんですけども、学校のP T Aとかという、お父さん、お母さん方の中には、いわゆるコンピューターのプロもいらっしゃると思うんですよ。

そういう方をボランティアとして活用とかはできるんでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 太郎良教育長。

○教育長（太郎良 順一） I C T支援員という活用であれば可能ではあると思います。ただし、情報化コーディネーターもI C T支援員も国の検定なり、認定という試験を受ける必要がございますので、もう既に、そういう試験を受けた方がおられれば、ボランティアとして資格がございますので活用することも可能だと思います。

○議長（阿部 寛治） 再質問ですか。

田辺議員。

○議員（田辺 弘之） デジタル教科書のことなんですけども、有償ということで、ちょっと調べましたら、イメージとしてP D Fみたいなもので広がるぐらいで、私がちょっとイメージした、何でもデジタルできるような感じではないと思うんですね。

ただ、こういうことがあったので、文科省も積極的に進めるということで、これからどんどん形が変わっていくと思いますので、まだいまのところは、現時点では、その形は難しいかなとは思うんですけども。

最後に、総合的に含めまして、ちょっと教育長にお考えを聞かせてもらいたいことがございます。

このG I G Aスクール構想の本来の目的は、O E C Dが実施した調査で、我が国の学校での授業のI C T利用の時間が最下位であることから、このI C Tを効果的に使い、学びの中心が子どもたちへとなくなっていくことにより、誰1人取り残すことなく、子どもたちの学びへの興味・関心を高めることや、主体的対話で深い学び、つまりよく言われるアクティブラーニングに繋がることなど、一人一人の理解度や興味・関心に応じた学びを受けられるようになることでした。

しかし、このコロナという不測の事態が発生したため、本来ならば数年かけて段階的に実施していく当初の計画が、早急に、しかもI C T活用の目標の量もレベルも何倍にも膨れ上がると考えられますが、これに対してお考えをお聞かせください。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） 教育長、どうぞ。

○教育長（太郎良 順一） 田辺議員がご指摘のように、本年度より小中高と順次、本格実施される新学習指導要領の柱の一つが、主体的・対話的で深い学び、いわゆ

るアクティブラーニングの導入でございます。

そのため、GIGAスクール構想の中で中核である児童生徒一人一人の1台パソコンの整備が、2023年を目途に順次進められる予定でありましたが、コロナウイルス感染症拡大によって、オンライン学習への環境整備が喫緊の課題となったため、この事業が前倒して予算措置されました。

したがって、現状においては、年度末までに1人1台のパソコン整備が完了することを前提に方法と内容を検討していくところでございます。

オンラインによる双方向の対話ができる環境整備をすることができれば、自宅においてもアクティブラーニングが可能であると考えます。ただし、その学習に要する時間とその効果を事前検証した上で実施するということになるというふうに考えております。

ご指摘のように、かなりの量の業務負担というのが行われますが、これは、私どもが環境整備をすることによって、その負担軽減が図られるし、その効果も上がってくるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部寛治） 田辺議員。

○議員（田辺 弘之） これから大変でしょうが、どうかよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（阿部 寛治） すみません、私もちょっとマスクを取らせていただきました。

肺に少し重たいものがありますので、すみませんが、またマスクをかけなくてはいけないときにはします。

引き続き、質問順位3番、松田 國守 議員。

○議員（松田 國守） 議席番号11番、松田でございます。

「第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略について」お尋ねします。

三浦町長は、4期目のスタートである平成28年第4回定例会における就任のあいさつで、「これからの10年間の努力で篠栗町の将来が決まる」と述べておられます。

具体的には、篠栗町地方創生「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の完遂、企業立地による税収増加や雇用機会の増大と働き手世代人口の流入などによる自主財源比率の向上を目指すと宣言されました。

先細りする地方交付税に頼ることから脱却し、様々な知恵を出して自主財源を増加させる。このことは、大変重要であると私も考えているところであります。



初登庁の11月30日に、職員の皆さんに対して「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を日本一の成功事例にする挨拶をしたとおっしゃいました。議会に対しても、この4年間、「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が日本一の成功事例になるように頑張ることを自らの覚悟として宣言します。と力強く言われました。

具体的には、2015年度（平成27年度）からの5年間、北地区産業団地開発をはじめ、様々な事業を進めてこられました。

中でも、篠栗駅東側自由通路の完成・供用開始は多くの町民の皆さんに大変喜ばれております。

そうした第1期の経過を踏まえて、2020年度（令和2年度）からの第2期「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」がスタートしたわけであります。

第2期の計画においては、四つの基本目標が示され、持続可能な開発目標（SDGs）との連携を持たせながら進めようとするものです。私は、6月の第2回定例会の一般質問において、この第2期「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、町長の構想をお示しいただこうと考えておりましたが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、議会が短縮され、お考えを聞くことができず半年たちました。

新型コロナ禍で、当初から様々な取り組みがスタートできないなど、苦しい立ち上がりになっていると思われませんが、この第2期「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定」にかけた思いをお聞かせ願います。

○議長（阿部 寛治） 三浦町長、答弁をどうぞ。

○町長（三浦 正） それでは、松田國守議員の「第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略について問う」というご質問についてお答えいたします。

第1期篠栗町創生総合戦略は、平成27年度からスタートし、『こころのふるさとささぐり「子育てしやすいまち」「いつまでも住み続けたいまち」を叶える』

将来のまちの姿として「いきいきとして活力に満ちたまち」「安心・安全に支えられたまち」「いつまでも住みたい、いつまでも訪ねたいまち」を篠栗町の理念といたしまして19の施策を掲げ、5年間を掛けて取り組んでまいりました。

途中計画を断念せざるを得ない事業や、引き続き事業の継続が必要な事業もございましたが、概ね事業としては、それぞれのKPIは達成度がかなりあったというふうに捉えているところでございます。

ただし、人口増加の観点から言えば、微増に留まっているところでございます。

また、国内の状況でも、総務省が公表した2020年1月1日現在の住民基本台

帳に基づく人口動態調査によりますと、日本人は前年度から50万5,000人ほど減少し、代わりに外国人は20万人ほど増加しているという状況でございます。

このような状況の中、策定いたしました「第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、第1期の四つの基本目標を継承しながら、基本目標の1に「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を設定いたしました。これは、これからの町の将来を担う子どもたちと子育て家族へのサポートを充実するという思いの表れでございます。

基本目標2では、活力ある地域社会をつくるとし、生涯健康に暮らせるまちづくりを各行政区と一体となつてともに実現していくとしているところでございます。

基本目標3では、安定した雇用を創出するとし、篠栗北地区産業団地の操業開始による雇用の促進や篠栗西地区沿道サービスの誘致などを継続して進めていくところでございます。

基本目標4では、まちに人を呼び込むとし、町内観光資源のイメージアップを図るとともに、篠栗北地区産業団地での新たな賑わいづくりを進めてまいるところでございます。

また、四つの基本目標として、持続可能な開発目標でありますSDGsとの連携を考え、町民全体で取り組む課題を幾つも上げているところでございます。

今は、コロナ禍において、人の動きも鈍い中、新しいまちづくりを進めていく必要がございます。

また、これら総合戦略の施策を遂行することにあたりまして、職員の奮起を促すためにも高い意識をもって取り組む必要があるかと考えております。

これからも2060年の将来人口目標2万9,000人を目指して、その礎となるための第2期「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問ございますか。

どうぞ、松田議員。

○議員（松田 國守） ただいまお聞きした思いを実現していくためには、当然、これからの4年間も、町長としてしっかり行政の舵取りをしていこうという、お気持ちのように私は思います。

11月に迫った町長選挙への出馬の意思表示を現時点ではされておりませんが、是非この場において、次の4年間も頑張りたいとのお力強いお言葉をいただきたい

と考えますが、如何でしょうか。

○議長（阿部 寛治） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 4年前のことになりますが、4期目の意思表示をするにあたりまして、第2回の定例会、6月開催のときに、ただいまのようなご質問を受け、閉会の挨拶で4期目に出馬したいという思いをお伝えし、公表したところでございました。今回は、そのような次期の選挙のことを言うような状況ではないほどに新型コロナウイルス感染対策防止に向けて、全庁一丸となって議会の皆様方とともに、これまで進めてきたところでございます。とはいえ、11月に迫った町長選挙について、私もしかるべき判断をするときが来たと考えております。

ただいま、第2期「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」についての思いも申し上げました。その中で、先ほどもご質問にあり、答弁申し上げました篠栗北地区産業団地の操業開始に向けて、しっかりと努力していくという思いもございます。

そういう諸々のことを含めて、閉会の挨拶のときには、しかるべき判断をしたうえで、皆様方にご公表し、当日の午後に報道に対して、決意を述べて進みたいと考えております。

○議長（阿部 寛治） 松田議員。

○○議員（松田 國守） ありがとうございます。

しかるべきときに表明をお願いします。

○議長（阿部 寛治） 松田議員が終了されまして、大方1時間ぐらいたちましたので、ここで暫時休憩します。

開会は、11時です。皆さんお願いします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（阿部 寛治） では、再開いたします。

質問順位4番、横山 和輝 議員。

○議員（横山 和輝） 議席番号2番、横山でございます。

今回は、久しぶりの一般質問でございます。

また、町長におかれましては、任期4年、計16年の最後の議会でもありますので、そのことを踏まえ、二つの項目についてお尋ねいたします。

まずは、産業団地についてであります。

三浦町政16年間には、いろいろな出来事があったと思いますが、私なりに考えるに、非常に残念なことが二つございます。

一つは、以前に一般質問でも取り上げました人口問題であります。

定住希望が多いことがわかっていながら、適切な対応に欠き、そのチャンスを逃したことであります。真剣にこのことに取り組んでいたなら、今頃我が町の人口は、4万人に近づいていたことは、間違いないのではないだろうかと思っております。

二つ目は、今回も質問いたします産業団地であります。

産業団地の工事は既に終了しておりますが、6事業用地のうち2区画の売却が現在も滞っているようであります。

ところが、全ての区画が売却できたとしても19億円近くの赤字を出すことがはっきりしているうえに、2区画が売れ残るとなると、町の負債は30億円以上に跳ね上がることは明らかであります。

いずれにしても、この事業が引き起こした多額の債務は、これからの町財政運営に長期間にわたり、大きな暗い影を落とすことは間違いありません。

そもそも開発等の事業を行うときは、事業の大小に拘らず、開始前に入念な検討が必要なことは常識でございます。

しかし、執行部は、事業初期の段階から収支については、一貫して「収支は大丈夫」との返答だったと聞き及んでいます。何を根拠に「大丈夫だ」と答弁されたのか分かりませんが、私はこの事業はスタート時点から問題があったと思っております。

従いまして、事業スタート時点を中心に次のような質問を行いたいと思っております。

一つ目は、九大演習林用地買収と支援業務委託業者選定についてであります。

この事業を推進するための支援業務委託業者を選定するための入札の実施に向けた伺いは、平成27年7月9日に起案され、同日町長が決裁を行っておられます。

しかし、演習林の売買契約日は、この決裁日より1か月以上後の平成27年8月18日で、仮契約日も平成27年7月13日と問題とする決裁日の後になっております。

行政行為として、このようなことが許されるのかということは別として、ここで疑問に思うことは、演習林の購入以前から開発行為の次の段階の手立てが準備されていたことであります。

この一連の行為から言えることは、町は開発に前のめりで、開発に関しじっくりと考え検討したとは到底思えないということでもあります。

もし十分な検討を行ったと主張されるのであれば、いつ検討したのか、どのような項目を検討したのか、そして検討に携わったメンバーについて是非説明していただきたいと思えます。

二つ目は、この開発予定地は丘陵地であり、しかもボタ山跡地の地滑り地帯となれば、検討する場合どうしても地質調査のデータが必要だと考えます。

検討時に何故ボーリング調査が行われなかったのかを説明してください。

三つ目は、この事業用地は国道に繋がっております。しかも国道には、地滑り防止の法面保護工が既に施されていたことから、この用地を開発したいと考えた場合、国との事前の協議が必要かつ不可欠なことは、誰にでも分かることではないでしょうか。構想の段階で国との協議が行われたのでしょうか。

この3点の答弁をお願いします。

○議長（阿部 寛治） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 横山議員からのご質問の「篠栗北地区産業団地開発事業の採算性の検討内容について」お答え申し上げます。

まず、議員のご質問にお答えする前の前段としてのご発言に一言述べさせていただきます。

篠栗北地区産業団地の完成後6区画中2区画の売却が滞っているということでございましたが、現在は6区画中5区画の企業で進出の意思を示していただいております。ただ、1区画につきましては、親会社間との関係で、まだ公表は控えているところでございます。

残り1区画については、先日、地元食肉関係業者に私自身が現地をご案内いたしました。大変興味を持っていただいて、現在社内協議を進めていただいているところでございます。

また、19億円の赤字といわれますが、先ほどもご質問にお答えしたことでもあります。津波黒地区法面の補強工事や上下水道の整備、篠栗北交差点における渋滞緩和の迂回路ともなる町道の新設など本来自治体としての篠栗町が実施すべき事業7億円程度につきましては、篠栗北地区産業団地開発整備事業との中で行っているところでございますので、詳細な総括的報告は、今定例会期間中の特別委員会にて行うことといたしておるところでございます。よろしく願いいたします。

今回の篠栗北地区産業団地開発整備事業は、篠栗町の更なる発展のための事業でございます。操業が始まりますと、法人税や固定資産税、上下水道料金、住民税、雇用促進による人口の流入、新たな観光面での町の賑わいなど明るい展望が多く想

像できるわけでございます。

また、新たな生産拠点が町に生まれることから、今後ふるさと寄附金の返礼品の強化にも繋がることとなります。これは、進出企業側としても大いに期待していらっしゃるところでございます。

これらのことから、篠栗北地区産業団地開発事業は、次の篠栗町を担う重要な事業であると認識したうえで取り組んでいるところでございます。

項目ごとの答弁につきましては、まちづくり課長からいたしますのでよろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） それでは、一つ目のご質問であります「九州大学演習林用地買収と支援業務委託業者選定について」のご質問にお答えいたします。

篠栗北地区産業団地の用地取得に関し、契約前に計画支援業務の実施伺いがなされているが、行政行為として許されることではないとのご意見でございますが、用地取得の協議は、九大側とそれ以前から進めていたことで、売却の方向性が確認できたところで、町としても九大演習林用地の活用のための計画支援業務を並行して行ったものでございます。

なお、この計画支援につきましては、地方創生先行型交付金を活用して実施しているところでございます。

また、計画支援業務は、実施伺い段階であるため、契約先も確定していないことから横山議員が言われるような、許されない行政行為に当たるものではございません。

次に、九大演習林用地の購入前から手立てを準備していたのではとのことですが、当該用地を開発するにあたり、産業団地を形成することは構想で持っており、食品産業団地を誘致することは、プロポーザルによる提案を受け、本町にとっての影響や将来性などを勘案し、決定したものでございます。

なお、検討期間に関しましては、平成27年度に入ってから行ったものと記憶しておりますが検討項目につきましては、先ほども言いましたように、どのような形態が町にふさわしく将来性があるのかといった点でございます。

検討に携わったメンバーは、当時の副町長、財政課長、まちづくり課長、産業観光課長、都市整備課長でございます。

演習林用地購入時に用地の用途についてどのような説明がなされたのかのご質問ですが、町にとって1番の効果はどのような産業形態の企業誘致すべきかという

点を中心に協議を行っているものでございます。

二つ目の質問でございますが、検討時に地質調査をなぜ行わなかったのかとのご質問でございますが、樹木伐採前に4か所のボーリング調査を行っていますが、検討段階において産業団地の土地利用計画は確定しておらず、当初の案から各方面との協議で構造物や調整池、道路のルート等も変更が生じることは想定されていたことから、産業団地の設計を進めていく段階で必要なポイントで、地質調査を行っていく選択に至ったものでございます。

三つ目の質問でございますが、構想の段階で国との協議を行ったのかとのご質問ですが、開発許可申請を行う前に、九州地方整備局福岡国道事務所に国道法面のアンカーに関する事、国交省所管用地内にある集水井に関する協議、国道201号に新設する国道交差点協議、これらを行っております。

なお、国道法面である津波黒地区法面補強に関する協議に、福岡国道事務所と九州大学や長崎大学の工学博士も所属する九州建設技術管理協会の技術アドバイザーも含め協議を行っておるところでございます。

○議長（阿部 寛治） 答弁が終了しました。

再質問をどうぞ。

○議員（横山 和輝） いくつか質問したいことはございますが、一つずつ順を追って質問したいと思います。

まず一つ目、平成27年度に入ってから計画していたとおっしゃいますが、今の答弁では、採算面に関しては、何も答弁されなかったんですけど、採算面はきちんと取れていたのかどうかの答弁をもう一度してもらってよろしいですか。

○議長（阿部 寛治） まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） お答えいたします。

まず、この段階では、造成費用、そういったものも算出されておりませんでしたので、その点はまだ検討の段階ではございませんでした。

○議長（阿部 寛治） 横山議員。

○議員（横山 和輝） その採算性を見込めない中で、事業を進めようとした、スタートしようとした、そこがおかしいんじゃないですかと私は聞いているんです。

言ってみれば、平成27年度に入ってから、今さら構想するのもいいですよ。どんな、こういうことをしたい、産業団地をつくりたいと思ってもいいですよ。

ただ、どうしてもできないことがあります。一つはボーリング調査、地質調査です。もう一つは、国との協議です。

まだ、町有地になってないわけですから。

ですから、町有地になってボーリング調査、地質調査をしっかりと、ここは一体どういった地質なのか、産業廃棄物が入っているかもしれない。じゃないと、造成費なんて出せるわけがないんです。

国との協議も、先に終わらせないといけないんです。国との協議をしないと、もし国がここは地滑り地帯だと、とてもじゃないけど開発なんかしないでくれと断られたらどうするのですか。それで更に、国との協議の中で、もし開発するならば、法面はこのくらいにつくってほしい。このくらいしないと開発は同意できないよと、そういった話があるはずです。そこら辺がなくて何が検討ですかと私は思うんですけど、採算性について、もう一度答えてもらってよろしいですか。

○議長（阿部 寛治） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 私の方から少し答弁いたしますが、九州大学からこの用地を購入することにつきましては、平成27年の4年ぐらい前でしたでしょうか。九州大学が独立行政法人、大学法人になるにあたって、文部科学省から不用な土地については、処分していきなさいということで、私どもがまず、ご相談を受けたわけでございます。

当時には、この北地区産業団地として利用した部分と別に、もう一つ津波黒和田側にある用地についても併せて、自治体として購入できないだろうかというようなご相談がずっとありまして、私どもも毎年そのことをやり取りしながら、どこまで買えるかというようなことも含めて協議をしてきた経緯がございます。

和田津波黒の土地、ほかに池の端から久山の方に抜けるところの土地、あるいは、高田の旧演習林の宿舎があったところ、そういうところも売却したいんだがご相談に乗ってくれないかということで九州大学から言われた経緯があり、そのころから、どういうふうな形で進めていこうかと庁舎内で協議をしてきたところでございました。

そして、私どもの当時の状況から考えて、今町に所有権を移転している部分について、将来産業用の用地として開発するにあたり購入を決めましたということで、平成27年の7月の議会でご承認をいただき、購入に至ったわけでございます。

そうしたうえで、私どもが具体的に、じゃあどういふふうにしていこうかということで、プロポーザルをしていき、そして、実際の事業にスタートして行ったわけでございますが、何しろ当時はまだ山もあり森もありというような中で、どういふふうな形にしていくかということは、先ほど熊谷課長から申し上げたように絵がで



きていない中で、少し具体的なビジョンができていく中で考えていこうと、当然スタートから一部ボタ山があることも分かっておりましたが、これについては、十分この事業の中で埋め戻していくということで解消できるというような一部のコンサルの意見も私的に聞いたりしておりましたので、やっていけるということでございました。

ご指摘がありましたように法面につきましては、想定以上の地滑りに対する対策が必要ですよということで、最終的にご判断をいただいたわけですが、これについても、国土事務所とたび重なる協議をしていきながら、最終的なこの形になったわけでございます。

採算面ということでは、冒頭申し上げましたように、法面事業については10億かかり、そしてまた、全体でもそれを除いたところでも40億を超えるような事業になりましたけれども、これが頓挫して全くできなくなってしまっているというわけではございませんで、これから最終的な仕上げに入るところでございますので、その段階で、これは、要は大失敗の事業であるんじゃないかというようなご指摘は、当たらないのではないかとというふうに思っているところでございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問どうぞ。

○議員（横山 和輝） 町長から経緯を含めて説明していただきまして、ありがとうございました。

ただ、この説明でも腑に落ちないことがあります。今の説明では収支を何も考えずに計画、概算でも何でも出さずに計画をスタートしてしまった。スタートしてしまって、その中で考えていこうという考えに聞こえるのですがその認識でよろしいでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 当然のことながら、プロポーザルを受ける際には、その事業がどういう形になるかということで、企業側から、収支につきましても、収支を含めたところでのプロポーザルという流れで進めたところでございます。

そういう形で、私どもも判断したわけですが、事業を進めていくにつれて、多少それを上回るような持ち出しが出たというところでございまして、プロポーザルの資料をかつての議員の皆様方にはお渡ししておりますが、横山議員にも必要であればお渡ししたいと思います。

○議長（阿部 寛治） どうぞ、横山議員。

○議員（横山 和輝） 私が聞いているのは、プロポーザルの前の段階でのお話なん

ですけど。

今町長の発言にちょっと気になるところかありましたので、プロポーザルの中で、その支援業者が収支を考えるとといったニュアンスのような考え方がありましたが、過去の答弁でF F Gは採算面に関しては、何のアドバイスもまた相談も行ってませんという発言をされているんですけども、どちらが正しいのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 三浦町長。

○町長（三浦 正） F F Gのことを今申し上げているのではございませんで、鹿島建設を主とするグループでのプロポーザルのことを申し上げたわけでございます。

○議長（阿部 寛治） 横山議員。

○議員（横山 和輝） つまり鹿島建設と基本提携を結んだ後に、収支については出したと、そういったことでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 私が申し上げておりますのは、鹿島建設のグループともう1社のグループがプロポーザルでいわゆる私どもの入札に参加されました。

そのときに提出されたペーパーの中に、鹿島建設グループが考える収支というのが記載されているということでございます。

○議長（阿部 寛治） 横山議員。

○議員（横山 和輝） 何度も言っているように、私が元々聞いているのは、そのプロポーザルを行う前にちゃんと収支であったり検討をきちんと行ったのかどうかを聞いているわけです。

プロポーザルの内容から言うと、もう事業は始まっているわけじゃないですか、産業団地開発ですね、その前の段階、1番最初の始める前の検討があったのかどうかを、私はお尋ねしているんですけども、そこはあったのかないのかですね。

収支面についても、しっかりとちゃんと概算でも何でも出したのかどうかをお答えください。

○議長（阿部 寛治） 三浦町長。

○町長（三浦 正） プロポーザルというのは、当然のことながら収支面のことも含めた形でのプロポーザルがあってしかるべきであろうと思いますし、私どもは、そういうことも含めて判断の材料にしたいということでございますので、それが最初からこういう絵で描こうということも決まってない段階で、採算云々を私どもが表に出すことはできないんじゃないかならうかと思いますが、如何でしょうか。

○議長（阿部 寛治） 横山議員。

○議員（横山 和輝） 収支は大丈夫だと言われていたのでしょうか。

プロポーザルが始まる前からですね。

○議長（阿部 寛治） 三浦町長。

○町長（三浦 正） その辺の経緯は、もう少し確認していただきたいんですが、そのプロポーザルが行われる前から私は、収支は採算が取れるとかいうことを一言も申し上げておりません。

鹿島建設グループの事業において、この計画であれば、私どもは収支の採算が取れるんじゃないかということで、初めて私どももその事業に踏み切ったっていうわけでございます。

○議長（阿部 寛治） 横山議員。

○議員（横山 和輝） プロポーザルを行うわけですよ。

いざ開発を始めようとしているんです。

実際F F Gが先でしたので、開発自体はスタートしているのですけれども、その段階からプロポーザルで決まった企業と収支を考えるみたいなことを言われましたけれども、私が言っているのはそうじゃないんです。

プロポーザルにしても、どういうふうにするか、まず町が構想を練りますよね。その段階で何かあったのかどうかを聞いているんです。

ご理解いただけますか。

○議長（阿部 寛治） 三浦町長。

○町長（三浦 正） すれ違いのやり取りになってしまいますけれども、プロポーザルをするという項目の中に事業の開発、それからどういう事業をするか、その採算性はどうかというようなことの各項目を、私どもが当然こういうことについては、プロポーザルの項目として検討しようねということは、F F Gも含めたところでこういうプロポーザルの仕方がいいんじゃないでしょうかという検討はしましたが、その中で、要は2社出てきた中で私どもが鹿島建設グループにするということのその案の中に、いわゆる採算性というものについても記載があったということでございます。

○議長（阿部 寛治） 横山議員。

○議員（横山 和輝） 確かに、すれ違いになっていますから、私が言っているのは、最初の段階ですけども、同じような答弁になると思いますので、別のことを聞きますが、それでは、そのプロポーザルを行った日付とそのボーリング調査を行った日付、また最初に国との協議を行った日付、時系列的にはどうなっていますか。

○議長（阿部 寛治） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 通告書に記載してありませんので、私どもの方で調べた上で、また後刻ご報告したいと思います。

○議長（阿部 寛治） 横山議員。

○議員（横山 和輝） それでしたら、私の方から答弁したいと思いますが、先に、プロポーザルを行いました。

その後に、ボーリング調査を行っています。

更にその後に、国との協議を行っています。

先ほども申し上げましたように、ボーリング調査を行ってないわけじゃないですか。どういった地質かもわからない。造成費もわからない。そんな中、プロポーザルを行って、その鹿島グループだろうが、そもそも収支が作れるのだろうかというのが1点と、もう一つ、先ほども言いました国との協議です。開発を行おうとしたら真っ先に行かないといけないところは、その開発のある周囲の地権者との同意じゃないですか。

先ほども言いましたけれども、プロポーザルを結んだ後に国との協議を、国との協議の時に、国がこんなところに開発しないでくれと言われたらどうするつもりだったんですか。

鹿島グループともう締結した後ですよ。締結した後に、国がそもそも開発はやめてくれと、地滑り地帯だから、ボタ山だから、国道まで土砂がきたらどうするんだと、開発の許可がおりなかったら、順番がおかしくないですか。と私は思うんですけども、そこら辺、はたして見解はどうでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 鹿島建設とプロポーザルで契約した際に、金銭的な契約は一切しておりません。

いわゆる、事業パートナーとしてこの開発をどうしようかということ鹿島建設とともに考えようということでスタートしたわけで、当然その中で具体的なことを国土交通省に聞きに行きました。

100歩譲って、今お話があったように「ここは絶対だめですよ」というふうなことがあったとすれば、それについては、「もうこれは無理でしたね」ということで、その事業を解消するだけの話だと思いたしますが。

○議長（阿部 寛治） 横山議員。

○議員（横山 和輝） ですので、先にそこら辺を終わらせておくべきじゃなかった

のでしょうかとお尋ねしているんですが、その見解はどうなんでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 三浦町長。

○町長（三浦 正） その辺は、またすれ違いになってしまいますけれども、私どもとしては手順を踏んでやったというものでご理解いただければと思っております。

○議長（阿部 寛治） 終わりますか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 最後、確認で、最初に町がこの工事費、収支を出したのは、鹿島グループが出した、コンサルが出した概算が最初だという認識でよろしいですか。

1番最初に、この産業団地開発がどのくらいかかるかとわかったのが、その時期でよろしいですか。

○議長（阿部 寛治） 三浦町長。

○町長（三浦 正） この産業団地開発については、鹿島建設のグループと事業パートナーを組むときのプロポーザルでこういう形にしようということを決めたわけですから、当然今おっしゃったような形です。

○議長（阿部 寛治） 横山議員。

○議員（横山 和輝） その答弁から言いますと、鹿島グループから出された概算、その出された時期は平成29年6月なんですね。

町長は、前の答弁で採算性、収支は大丈夫だとそもそも答弁はしていないとおっしゃいましたが、平成27年から29年、概算が出るまでの間に全く答弁されていませんか、収支について。

○議長（阿部 寛治） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 今のご質問の内容がよく分り兼ねなかったもので、もう一度お願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） 先ほど初めに、概算がおきたのが、鹿島グループ、オオバ株式会社からの概算が提出されたのが平成29年6月なんですね。

ただ町長は、収支に関しては、収支は大丈夫だとか、そういうことは一切述べてないとおっしゃいましたが、全くその収支は大丈夫だと、そもそもおっしゃってないんでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 鹿島建設とのプロポーザルは29年6月というお話ですか。

○議員（横山 和輝） いえ、概算の資料が29年6月。

○町長（三浦 正） 立ったままですみません。聞いてしまいました。

概算が出たというのは、いわゆるプロポーザルをした企業が、オオバとともにずっと設計してこういう絵面でどうでしょうかということで、細かい計算をした上で概算が出たというのが今のお話の時という理解の仕方でいいわけですよ。

○議長（阿部 寛治） 町長どうぞ。

○町長（三浦 正） ちょっと論点が二つありましてね。

プロポーザルの時の、いわゆる私どもの提示を受けた概算で「これでこういうふうな事業をしましょう。」「いいですね。」ということで、これは事業パートナーとして契約をしました。

そして、そこで具体的にこういう絵にしていきたいと思いますということで、度々会議をしていながら、概算ができ上がったのは29年の6月ということなので、だからその辺のところの同じ物じゃないわけですよ。

お分かりですかね、1番最初に、プロポーザルを受けたときの概要というのは、あくまでも、鹿島建設とオオバが自分たちの試算でやってきて、「こういうもので計画ができますと思いますがいかがでしょうか」ということに、私どもが事業体として、「それでいきましょう」ということで、もう1社の方のいわゆる流通倉庫案というものじゃなくて、そちらにしたわけですよ。

事業パートナーとして、じゃこれを具体的にしていくためにはどうしたらいいかということ、月に2回も3回も協議していながら最終的にこんな絵面でどうでしょうということででき上がったときの概算は、今おっしゃったようなことなので、そこはかなり長い間の協議期間があるわけでございます。

○議長（阿部 寛治） 横山議員。

○議員（横山 和輝） 先ほどの答弁では、最初のプロポーザルを行った時に、鹿島グループは概算を出してきたと、ある程度ですね、そういうことでよろしいですか。

○議長（阿部 寛治） どうぞ、三浦町長。

○町長（三浦 正） 何度も申し上げているように、最初は、当然その企業がやっぱり採算性を私ども見ますから、概算を出しています。

ただ、それは鹿島グループが、こういう絵面でこんなふうなということをして書いてきたわけですけど、それから私どもが具体的に絵を描いていく中でやっぱりこうだね、こうだねということをしていく。そして、またボーリング調査も含めていく。そういう中で出てきたのは、29年の6月の概算だというふうにご理解いただ

ければいいと思います。

○議長（阿部 寛治） 横山議員。

○議員（横山 和輝） それだとですね、ちょっと納得がいかないところがあるんですね。

概算を出したといいますか、私も先ほどから言っていますように、プロポーザルで概算を出した。ただ、ボーリング調査と国との協議は、その後に行っています。

ボーリング調査をしないで、果たして企業は、その造成工事の概算が出せるでしょうか。どんなところかもわからないのに。国との協議も行っていない。

国が、開発するならこのくらいの法面は必要ですよと言われたときですよ、その合いますか、当時の概算と。

合うわけがない。

だから、この法面補強工事がですよ、最初1億6,900万円でしたかね。そのぐらいで概算を出されたのが10億円を超えた。

何倍になっていますか。

それは、見当が甘かったんじゃないかと私は申し上げているんですけれども、その辺りの見解はどうでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 議員の見解として承っておきます。

○議長（阿部 寛治） 横山議員。

○議員（横山 和輝） 次の質問に移ります。

○議長（阿部 寛治） 第2問目。

○議員（横山 和輝） 2問目に移ります。

次は、「政治倫理の確立のための篠栗町長の資産等の公開に関する条例について」お尋ねします。

この条例は、国会議員の資産等の公開等に関する法律の第7条の規定に基づき定められたものでありますが、都道府県において知事だけではなく、議員も公開の義務を負っております。

もし、条例内容に町の独自性を織り込むことが許されるなら、この条例を変更し、資産公開の対象に議員、副町長及び教育長を追加することが可能かどうかをお尋ねします。もし可能であるならば、今後議論する必要があるかと思いますが、町長の見解をお聞かせください。

ところで、本町の資産公開は、総務課において閲覧することができますが、閲覧

者は、記名することが義務づけられております。私も一度閲覧を行いました。その際過去の閲覧者を確認したところ、年に1、2名程度でございました。恐らく、この条例の存在そのものが知られていないのだと思ったほどであります。

もしそうならば、この資産公開をホームページに掲載し、更に毎年広報紙にも載せ周知を図る必要があると思いますが、如何でしょうか。

---

---

---

---

町長の見解を求めたいと思います。

○議長（阿部 寛治） 答弁を三浦町長どうぞ。

○町長（三浦 正） 横山議員の2番目の質問「政治倫理の確立のための篠栗町長の資産等の公開に関する条例について」のご質問、これにお答えいたします。

まず1番目の「条例内容に町の独自性を織り込み、資産公開の対象に議員、副町長及び教育長を追加することが可能かどうか」についてでございますが、この件は、ご質問の内容を総務課内にて十分に検討いたし、答弁書を策定しておりますので、総務課長から丁寧に答弁をさせていただきます。

また、2番目のご質問の前段についても、総務課長から説明をし、最後の部分を私から答弁いたしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） 総務課長。

○総務課長（立花 博友） それでは、まず最初のご質問にお答えいたします。

条例は、町独自で制定するものであり、ご提案の内容は、法律に違反するものではないため、追加することは可能でございます。

現状として対象を町長のみにしておりますのは、平成4年に制定された「国会議員の資産等の公開等に関する法律」第7条において、地方公共団体における資産等の公開対象が、都道府県及び政令指定都市の議員並びに都道府県知事及び市町村長とされたことによるものでございます。

すなわち、法制定時に町議会議員等につきましては、対象外とされていたものではございますが、市町村独自に追加している自治体もございます。

法の目的である「政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発達に資すること」のため、今後は、議会の議員の皆様も対象とされるかは、今後、議論いただ



くことは可能であります。

しかしながら、法律の規定対象としておりますのは、いわゆる公選職であり、副町長及び教育長については公選職ではないこと及び兩名を対象として、その他の特別職を対象としないことに対する根拠もないことから、他の自治体で対象としているところもございますが、本町としては対象に含むべきではないと考えているところがございます。

続きまして、2の質問の「資産公開をホームページや広報紙に掲載して周知を図る必要があるのでは」とのご質問にお答えいたします。

法律の対象である国会議員では、窓口閲覧のみを公開としているほか、他自治体の状況をインターネットにより確認したところ、窓口公開のみとしているところが多い状況でございます。

ホームページや広報に掲載することで、多くの方に周知することはメリットとして考えられますが、それらの媒体は全て行政情報を公開しているわけではなく、住民等にとって有益でニーズがあるもの又は法律等により義務づけられているものを厳選して公開しているわけでございます。

本情報を閲覧される件数は、年間1件程度と非常に少ない状況であることから、本制度の趣旨や公開方法を適宜広報で周知すれば、ホームページや広報において詳細に公開する必要はないのではないかと考えております。

議員ご指摘のとおり、この条例の存在そのものが知られていないことも考えられますので、今後、広報での周知により反応等を踏まえまして、ホームページ等による詳細な内容の公開を検討することといたします。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 三浦町長、引き続きどうぞ。

○町長（三浦 正）

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---



稲盛先生の言う心とは、私利私欲を一切排除した利他の心のことを言うわけでございます。

この利他の心を持って、私はこれまでもこの仕事を努めてまいりました。

またこれからも、これまで以上の情熱と、利他の心を持って仕事を果たしたいと、ひたすら思っているわけでございます。

債務の高云々は、町長職を果たすことは全く関係のないことであるということをお話ししたわけでございます。

答弁した上で、敢えて最後にもう一度申し上げますが、どう考えても、ただいまのご質問最後の部分は、一般質問の品位からすれば、極めて不適切でそぐわないものと指摘せざるを得ません。

篠栗町議会の品位を保つためにも、議長におかれましては、しかるべき対応をお願いして終わりにします。

なお、ただいま申し上げましたことは、私の個人的なことでございますので、一切再質問等にはお答えしないこととお約束いたします。

○議長（阿部 寛治） ただいま町長より、議会の品位という言葉でどう考えるかと、そういうことを言われたような気がいたします。

そこで、ここで暫時休憩して、局長並びに副議長と3人で、応接室で話しまして、その後始めたいと思いますので、暫時休憩をいたします。

皆様方はすみませんが、このまま待機をしてお願いします。

暫時休憩 午前 11時42分

再開 午後 0時05分

○議長（阿部 寛治） 横山議員の質問について、ただいま協議を行いました。

結果、個人のプライバシーに関する表現があり、この点については、地方自治法並びに会議規則に抵触し、皆さんにも一緒に聞いてください「一般質問の範囲は、行財政全般の運営など町の一般事務である。」議会の品位を傷つけるような内容表現であると断定したというのは、今言った町長のプライバシーに入り込み過ぎているんじゃないかと。

よって、横山議員の一般質問の後段の部分の\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_この質問について、議長権限により取り下げとしました。

ここで一つお詫びします。

今回の横山議員の質問につきましては、通告の時点で判断しておくべきであり、

町長に議会を代表しまして、私から謝罪いたします。

以上です。

では、12時過ぎましたので、ここで暫時休憩して、昼食をとってください。

再開は一時からです。

休憩 午後 0時07分

再開 午後13時00分

○議員（品川 静） 議席番号3番品川です。

よろしく申し上げます。

福岡県では毎年、大雨特別警報が発令されるなど大規模災害が多発しています。

さらに今年からは、新型コロナウイルス感染が重なる複合災害に備えなければならず防災は新しい局面を迎えていると言えます。実際、7月豪雨のあと、地域の方が避難所に行くのもいろんな意味で怖いと話しておられました。命を守るために避難は必要ですが、人が密集しがちな避難所では、感染リスクが懸念されます。

そこで今回は感染症を踏まえた防災として「避難」について質問させていただきます。

まず一つ目は、今回の台風10号でも既に設置が決まっておりますが、避難所での感染症予防の現状と今後の課題や対策はどうなっているのかです。

二つ目は、避難所での密集を軽減するために政府も推奨している「分散避難」ですが、避難所をどのようにふやすのか、在宅避難・車中避難についても、町の取り組みや対応をお聞かせください。

最後に、福祉避難所の課題や改善策について伺います。感染症による重症化のリスクがある高齢者や基礎疾患のある方、また、妊娠中の方などの受け入れ先となる福祉避難所の運営はゾーニングなど複雑な対応が予想されます。

現状と改善策についてお聞かせください。

お願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（立花 博友） それでは、品川議員お尋ねの「感染症を踏まえた防災としての避難について」の御質問にお答えします。

まず一つ目の避難所での感染症予防の現状と今後の対策についてでございます。

近年の災害多発及び大規模化に伴い、災害に備えた早期避難は重要であり、その避難所の感染症対策は、本町においても重要な課題であることを認識しております。

町では、国や県の指針に基づいて、感染症に対する具体的な対応策をあらかじめ示した「篠栗町避難所運営マニュアル別冊（新型コロナウイルス感染症対策版）」を出水期前の5月に策定しております。

このマニュアルには、避難所内での感染症対策のほか、開設時の避難者受け入れ手順や、避難所内での感染疑いのある方への対応方法などを掲載しており、災害対策本部を担う職員及び各区長に事前に周知しております。

新型コロナウイルス感染症の感染者とその家族については、福岡県で対応することになっており、感染の疑いのある方については、公民館等の避難所では行わず、町が対応する指定緊急避難場所や福祉避難所の別室等に隔離して避難していただくよう定めております。

また、避難所における感染症対策の物品としてマスクやフェイスガード、消毒液、除菌用品、非接触式の体温計、実測式の体温計、避難所に掲示する感染防止に関するポスターなど各行政区の避難場所、避難所及び体育館などの指定緊急避難場所に配備しております。

早期に開設する体育館などの指定緊急避難場所や福祉避難所には、避難世帯の、飛沫など防ぐためのパーテーション、床から飛沫防止や要配慮者などの避難環境を整えるための簡易ベッド、感染の疑いがある方のトイレを分ける場合や要配慮者へのためのトイレが必要となった場合に使用する簡易トイレの配備を進めております。

災害対策本部においては、避難所担当者及び医療班の人員をふやし、警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）以上を発令した際に、開設する指定緊急避難場所に配置する職員を増員し、受け入れ態勢及び感染症対応力を強化しております。

あわせて、災害対策本部と担当職員との連携にスマートフォンアプリ「ラインワークス」を活用し、避難所運営が円滑に行えるよう連絡体制も強化しております。

次に、二つ目の「分散避難への対応」についての御質問にお答えします。

町としても、避難とは、避難所に避難することが全てではなく、「難」を避けることが重要と考えております。

議員御指摘のとおり、分散避難により避難所内の密を抑えることは感染症対策としても有効な手段と考えており、広報ささぐり6月号には避難所以外の避難方法として、在宅避難や車中泊、親戚や知人宅、ホテルや旅館などへの避難について掲載するなど周知を図っているところでございます。

現在、篠栗町防災マップの改定作業を進めております。町内の危険カ所や防災に関する情報の更新に加え、分散避難も含めた避難に関する情報についても掲載を予

定しているところでございます。また、本年度から各区区長の推薦で地域防災リーダー養成講座を受講される方への補助金を創設いたしました。この、防災士育成の取り組みで自主防災組織の活性化を図り、適切な避難も含めた防災について考えていただける機会を増やしてまいります。

最後の「福祉避難所の現状について課題や改善策について」の御質問お答えします。篠栗町にはオアシス篠栗と福岡県社会教育総合センターの2カ所の福祉避難所を指定しております。

福祉避難所には、一般の避難所では生活に支障をきたす方で、特別な配慮が必要な「要配慮者」が利用できる避難所となっております。

オアシス篠栗における課題は、要配慮者の避難を受ける際のベッド数が少ないことがありましたが、簡易ベッドを購入したことによりまして、より多くの要配慮者の受け入れが可能となりました。

しかしながら、社会教育総合センターにつきましては、災害時に福祉避難所として利用できるよう協定を交わしているところではございますが、通常、当該施設には研修などが行われ、県が利用許可を出すには研修受講者との調整が必要となり、早急な開設ができない状況にあります。

あわせて、町でも当施設への要配慮者を受け入れるための人員の配置、物資の搬入など開設まで多くの準備と時間が必要な状況であります。

そのため、現状では、オアシス篠栗を早急に開設し、その後状況が整い次第、社会教育総合センターを福祉避難所として開設する運用を行っております。

今後は、新たな福祉避難所の設置も検討しながら、さらなる避難環境改善、多様な要配慮者に対応できるよう、人員の配置や増員などについても検討してまいります。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○議員（品川 静） ありがとうございます。

避難所の感染予防をするということだと、通常、今までの定員数が減ってしまっているのではないかと思うんですが、あふれてしまう方への対応と、あと車中泊となると、車を安全にとめられる場所などの提供も必要になってくると思うのですが、具体的にその辺も検討されている場所等はもう既にあるのかを聞かせいただけますか。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

○総務課長（立花 博友） 現在といいますか、今まで、町で避難所にこられた方の人数等を考えますと、十分に対応できる広さはあると思います。体育館等でもありますし、「分散」という形になっても十分対応できるのではないかと考えております。

車中泊ということになりますと、体育館等の駐車場もございますので、そちらである程度はなるのかなと思います。ただし、今回の台風とかになりますと、車中泊はかなり厳しいかと思っておりますので、できる限り、体育館、そういうところで開設する中で対応していきたいというふうに考えております。

現状で考えますと、ある程度体育館等で広さがございますので、その中で現状的には考えているところでございますが、今回の台風に関しましては、どれくらいの方が避難されるかが、全くまだ見えない状況にございますので、そのあたり、人数等も含めまして開設する避難所を増やしていったりというふうに対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ、再質問。

○議員（品川 静） ありがとうございます。

今、経験のない複合災害に備えるためには、新しい視点というものも必要になってくるので、防災に対応できる人材育成というのが私もとても必要だと思っております。

先ほど防災士育成の事業のお話がありましたが、以前、まちづくり課と女性消防隊の皆さんで防災塾をされたと思うんですが、その終了者の方って、この事業のことを、助成金が出るとかを知らなかったみたいで、私も最終日参加させていただいたんですけど、皆さんとても意欲的に安全な地域づくりに貢献したいというお気持ちで集まられている女性がすごく多くて感心をしたんですが、そういう素養のある方の起用ということで、そこに直接情報がいってなかったのはすごい残念だなと思ったのと、防災塾以降、防災事業に関して、その終了者の方に何かお手伝いしていただいたり、起用されたり、フォローしたりということがあったのかというのをお聞かせいただいてもよろしいですか。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

○総務課長（立花 博友） 今回、補助金という形での分に関しましては、区長会から、かなりこういうふうに地域で防災をやりたいというお話がございました。その

中で、その中から補助金を使ってということで今回、防災に関しては、  
すいません、マスクをとらせていただきます。

今回、区の中で、その中で担っていただくということで、区長さんの推薦をいただいで受講していただければということでお願いしているところでございます。

そういった方が、今回30名近くの方が受講されたいということが出ておりますので、その受講される方も含めまして、今までそういった方の対応をやってきてなかったところもありますので、今後、一緒になってできるようなところで、そのあたりを活用というか、皆さんと一緒にやっていくような方法を考えたいと思います。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ品川議員。

○議員（品川 静） ありがとうございます。

例えばですね、彼女たちが防災士でなくても、いろんな素養をお持ちなので、防災教育という事で、母親目線であったり、いろんな目線で、女性の目線というのが、今避難所に必要とも言われてますので、ぜひそういう防災教育の担い手とかいうふうな感じで、町に防災の知識が広がって災害に強い地域づくりというのにもつながっていくのではないかと私は個人的にも期待しておりますので、あとは、また先人の人たちが実際経験してきたその経験値ですね「大雨が降ったら水の道がここにできるんだよ」という話を私も伺ったことがあって、そういったその防災文化みたいなもの、そういったものも、知恵として、町の財産だと思うので、多様な方の人材を防災対策に生かして、より一層防災に強いまち篠栗町というふうになってほしいなと思っておりますので、そちらを要望させていただいて終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 質問順位6番、藤木高裕議員。

○議員（藤木 高裕） 皆様こんにちは。

議席番号1番藤木高裕です。

町長はじめ執行部の方は、日ごろの業務に加えて、コロナ禍での対応対策、非常に大変かと思えます。まずもってその御苦勞に感謝申し上げます。

今、日本や世界中に猛威をふるっているコロナウイルスであります。今までの常識が崩れ、新しい生活様式が誕生しています。経済がコロナの影響で悪化していき、先の見えない状態が続くこういう時だからこそ新しいことに挑戦していく姿勢が大



切だと思っております。

さて、私の質問であります、ICT環境の強化に伴う教育改革についてです。

GIGAスクール構想のキャッチコピー「令和時代のスタンダードとして1人1台の端末環境」今や、子どもたちにとってPC端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムとなっております。

「社会を生き抜く力を育み子どもたちの可能性を広げる場所である学校が、時代に取り残され世界からも遅れたままではいけません」と文部科学大臣のメッセージで始まります。

OECD経済協力開発機構が2018年度に参加国の生徒にICT活用について調査した、生徒の学習達成度調査において、日本では学校外でのインターネットの利用時間はOECD平均を超える一方で、コンピューターを使って宿題をする頻度がOECD加盟国中最下位という結果を示しております。

同じく、教員を対象に実施した国際教員指導環境の結果によれば、我が国の教員が学校で児童生徒に課題や学級での活動にICTを活用させる割合は20%になっておらず、参加国48カ国中の中で、最下位レベルという結果が示されております。

これらの結果から日本では、子どもたちにとっても学校現場にとっても言い換えれば、社会全体が学習のためにICTを活用するという認識が極めて低いこと、その結果、特に学校における利活用が世界から大きく後塵を拝しているという状況に至っています。

その弱さが露呈したのが、ことしの4月であったと思います。同月16日の文部科学省の全国調査によると同時方向のオンライン指導実施する自治体は5%にとどまっております。

ただ、世界の国々からICTでの教育が遅れているということは、言いかえればそれだけに伸びしろも多くあるということです。

今回、国を挙げての一大事業となるこのギガスクール構想の実現には、各自治体の首長の皆様のリーダーシップが不可欠であるとメッセージを結んでいます。

ぜひ我が町でも率先して取り組んでいただきたいと思います。願っております。

このギガスクール構想、子どもたちの教育面の向上ばかりではなく、教員の授業準備や成績処理等の負担軽減にも資するものであり、学校における働き方改革にもつながると書かれております。

まず1点目は、教員の業務でどんなものが効率化すると考えられるかお尋ねします。

次にこのICT教育の強化に向けて、教員の方の研修や講習のサポート、町としてのフォローやバックアップ体制などについて実施または計画されているかを尋ねます。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

答弁をお願いします。

○教育長（太郎良 順一） 藤木議員のGIGAスクール構想での教員へのサポートについて、二つの御質問にお答えいたします。

一つ目の御質問は、GIGAスクール構想の実現により教員の業務でどのようなものが軽減されると考えるかというお尋ねでございます。

ICTの活用を教職員の業務との関連で考える際には、それによって教職員の働き方をどのように改革できるかという視点が必要となります。

文部科学省は平成28年3月に校務支援システムの導入運用の手引を出し、教育の情報化を推進しています。

手引には校務支援システムの導入によって、教職員の業務負担軽減と教育の質的向上が見込まれるとしています。

これを受けて、先進的に取り組んでいる自治体では、総合型校務支援システムを導入しています。

総合型校務支援システムには学籍管理出欠管理、成績管理、児童制度情報管理、教育課程管理、保健管理、危機管理、グループウェアなど、さまざまな機能がパッケージされています。

また、児童生徒個々の情報は、さまざまな帳票にリンクすることができるので入力作業を軽減することができます。

成績処理においても、評価と評定の関連づけが機械的に行われるなど、処理時間の短縮化が図られています。

このように今後ICTの導入運用を加速していくことで、さまざまな校務の負担を軽減できると考えています。

二つ目の御質問は、町としての、教員への研修や講習など、フォローやバックアップ体制についての御質問でございます。

本町におきましては、現在におきましても、ICTの有効な活用方法、授業改善に向けて定期的に校内・校外研修を行い、教員の資質向上に取り組んでいます。

藤木議員の御指摘のようとおりの今回のGIGAスクール構想により、1人1台パソコンや校内ネットワークの高速化が実現すれば、教員には、さらなるICT活用

能力の向上が求められるところでございます。

したがいまして、教育委員会といたしましても、さらなる研修体制の強化・充実を図るとともに、ICT支援員の配置などを含め、多様な視点から検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○議員（藤木 高裕） ありがとうございます。

この総合型校務支援システムを導入する予定であるんですか、それとも、そういったものがあるということを検討されるということですか。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（太郎良 順一） 今、既に糟屋地区内においても、先進的に総合型校務支援システムを導入している町はございます。

ただまだ十分システムそのものが、まだ開発が必要な部分というふうな部分もございますので、その状況を見ながらできるところから進めていきたいというふうに思っています。

この総合型校務支援システムというのは、そういう、プログラムを、パソコンの中に導入して、そしてそれを使って、全ての教職員が仕事をしていくというようなものでございます。

既に役場庁内においては、そのようなシステムが取り入れられており、今それぞれの業務がそれによってなされているというところでございますので、この、学校においても同様のシステムを導入するということで、これは前向きに検討してまいりたいというふうに思います。

ただ、国の調査の中にもあるんですが、やはりかなりの財政的な背景というのが必要でございますので、これを確保しないといけないというふうなこととあわせて、糟屋地区は、教職員の人事異動が大体糟屋地区内で行われますので、広域で、同様のシステムが導入できれば、より効率化が図れるのではないかとというふうに考えております。

○議長（阿部 寛治） 再質問ですか。

2問目ですか、はいどうぞ。

これで1問目は終わりますと言ってください。

○議員（藤木 高裕） 1問目は終わります。

では、次の質問に移ります。

コロナ禍でのオンライン教育について質問します。

全国各地でクラスターが起こっている今、いつ篠栗町でも起こってもおかしくないのが現状です。

夏も過ぎ、いよいよ入試控える受験生が本腰を入れて勉強していく時期です。緊急事態宣言の中、ほとんどの学校が授業を行わず、プリントでの課題を出し、学校再開後急ピッチで事業を進めているのが現状です。もしこの時期また2週間以上長期休校を余儀なくされた受験生の場合、さらに教育の格差が広がることが懸念されます。

そこで今回、コロナの感染によって2週間以上学校が休校になった場合、各教科の学習はどのように進める予定ですか。また、オンライン教育の教育実施の準備は行っていますか、以上2点をお聞きします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁をお願いします。

教育長。

○教育長（太郎良 順一） オンライン教育の実施についてお答えします。

藤木議員のオンライン教育の実施についての二つの御質問にお答えします。

まず第1点の「今後2週間以上学校が休校になった場合、各教科の学習はどのように進める予定なのか」との質問でございます。

今後新型コロナウイルス感染が拡大し、2週間以上の臨時休校を余儀なくされた場合にはその時点で、パソコンの配備やネットワーク環境の整備が進んでいない状況であれば、前回の休校と同じように、教科書や課題のプリント、ワークブック等による家庭学習が中心となると考えられます。

また、文部科学省や福岡県教育委員会では、子どもの学びを支援するため、インターネットで視聴できる教育コンテンツの提供を行っています。そしてその内容も充実したものとなっています。このようなものも活用いたします。

また中学校では、個人のスマートフォンを学校に持ち込ませて、オンラインによる事業の検証を行うなど、今後の対応のための研究を行っております。つまり、各個人のスマートフォンを介してオンライン授業をするというようなことができないかどうかというような研究をしているということでございます。

今後、長期の臨時休校を余儀なくされた場合には、さまざまな方法により学習を進められるように考えているところでございます。

2点目は「オンライン教育の実施予定はあるのか」との質問でございます。

現在、1人1台パソコンの配備、構内通信ネットワークの整備を進めているところでございますが、本年度内の早期にこれを完了させることは困難な状況でございます。

しかし、パソコンが配備され、必要な通信環境が整い、教員に対する一定の研修を行えば、オンラインによる事業も可能となってまいりますので、準備を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問ございますか。

はい、どうぞ、藤木議員。

○議員（藤木 高裕） 私の一考えではあるんですけど、何かが整ってからやるのは少し遅いのかなと思います。

やはりこういったオンラインでの授業などは、やりながら学んでいくことが多いと思うんです。なので、ぜひ手探りであると思うんですけど、そのスマートフォンの普及率を見て、オンラインでできる場所は1回、この災害が多い今の現状を見ますと、やはり一度試して、その学校内ではなく遠隔で、家庭内でオンライン授業ができるかどうかを試してやっていくのが、そしてノウハウをつけていくのが理想だと思うんですが、教育長の見解を求めます。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（太郎良 順一） さきほどもお答えしましたように、ある学校においては、スマートフォンの活用状況、あるいはWi-Fiの環境状況というのを確認をしているところでございます。

それで今「Zoom」を使った会議等も行われておりますし、本年度になって、教育長会そのものが1度も開かれておらずに、9月の教育長会は、「Zoom」で行うというような、そういうお知らせが来ているところでございますので、そういうふうなものを、試行的に進めながら、できる場所でやっていくというような、今、研究なり工夫なりをしようとしているところで、先進的にやっている学校の具体例を他校でも活用するというふうなことは、今後考えられるんじゃないかと思っています。

ただ、小学校1年生からそれができるかどうかというふうなことについては、非常にこれは疑問の部分がありますが、ただそういうスマートフォンを使いこなすことができるのは、もう既に小学校1年生でも十分できるので、その実態を把握しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（藤木 高裕） 先の時代を見通せない時代だからこそ、私はそこにチャンスがあると思っています。今この時代だからこそ、教育熱心な方は多くいらっしゃいます。篠栗町がその新しい教育に意欲的に取り組めばそれだけで、町のPRになっています。

ある自治体は、オンラインの授業をPRしただけで、テレビの取材が来たりしたと聞いております。

ICTを生かした教育と、この自然豊かな環境、これほど条件が整う町は、ほかにはないと思っています。

共に町に生きる者として、次の時代につながるものを残してほしいと述べ、私の質疑を終わります。

○議長（阿部 寛治） 今長谷武和議員。

○議員（今長谷 武和） 議席番号8番の今長谷でございます。

まず初めに、新型コロナウイルス定額給付金受付支払い手続きにおきましては、篠栗町は迅速な対応していただきまして、本当にありがとうございました。町民の方々からも感謝の言葉をたくさん聞いております。また、職員の方々は長期間大変お疲れさまでございました。前者の質問者と、重複した質問があるかと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

これまで経験したことのない新型コロナウイルス感染症について、国県の対策や町独自の対策などが実施されてまいりましたが、ここに来て感染拡大傾向にあり、連日、糟屋郡内の感染者の報道がなされております。既に糟屋郡内の感染者数は、福岡市、北九州市に次ぐ3番目であり、230名以上となっております。篠栗町内でも院内クラスターが発生しております。

まだまだ先が見えない現状の中、今後の短期及び長期にわたる町の取り組みが必要と考え、次の質問をいたします。

一つ目、昨今の異常豪雨災害や台風、いつ起こるかわからない複合災害に対する準備も必要と考えます。災害時の避難所での感染対策はどのように考えられておられますか。

二つ目、高齢者世帯に対しての新型コロナウイルス感染症対策関連の詐欺事件等の防犯対策を、例えば区長、民生委員等の関係機関と連携し、防犯体制をとる必要があると思いますがいかがでしょうか。

三つ目、政府からの地方創生臨時交付金を資源に町独自の経済対策を実施され、

対象店舗企業の方から感謝の声が聞かれます。しかしコロナウイルスが長期化しており、さらなる対策が必要かとは思いますが、いかがでしょうか。

特に飲食店、観光、宿泊事業者に対してさらなる支援が必要と思いますが、いかがでしょうか。

以上、町長のお考えをお願いいたします。

関連したことで、次に、さらに、保育所、幼稚園、学校で感染者が発生した場合の対策マニュアル（例えば休園、休校、保護者、子どもさんへの心身のケア、園内・学校などの消毒等）の作成はされてありますか。

5番目、新型コロナウイルス感染防止で約2カ月間以上に及び小中学校が休校となりました。夏休みの短縮で1カ月程度はカバーできておりますが、学校教育施行規則で定めてあります小・中学校が満たすべき標準授業時数をどのようにカバーされますか。

この、二つにつきましては教育長をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） それぞれ答弁をお願いします。

はい町長。

○町長（三浦 正） 今長谷武和議員の新型コロナウイルスに伴う対応と対策はという御質問に、最初の三つの部分を私のほうから、お話申し上げます。

新型コロナウイルス感染の拡大防止に向けては、国の大きな方針のもと、県、市町村が一体となって取り組んでいるところでございます。

篠栗町におきましても、第2回定例会に加え、3回の臨時会の開催をお願いし、そのときに応じたさまざまな対策のための予算審議を経て諸施策を実施してきたところでございます。

しかしながら、取り組みが決定したものの、その後の感染拡大傾向や福岡県における取り組みに歩調を合わせていくことなどから、そういった試行錯誤の中での対応であることは否めないところでございます。

まさに、今長谷議員のおっしゃるとおり、まだまだ先が見えない現状の中で、今後も短期的及び長期的にわたる町の取り組みが必要であると私も実感しているところでございます。

そうした点を踏まえ、御質問の各項目につきましては、1と2につきましては総務課長が、3につきましては産業観光課長が答弁いたしますのでよろしくをお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 総務課長。

○総務課長（立花 博友） はい、それはまず一つ目の災害時の避難所での感染症対策についての御質問にお答えします。

品川議員の御質問の答弁と重複いたしますが、お答えいたします。

町では、国や県の指針に基づいて感染症に対する具体的な対応策をあらかじめ示した「篠栗町避難所運営マニュアル（別冊新型コロナウイルス感染症対策版）」を出水期前の5月に策定しました。

このマニュアルには避難所内での感染症対策のほか、開設の避難者受け入れ手順や、避難所内での感染の疑いのある方への対応方法などを掲載しております。

災害対策本部を担う職員及び各区長に事前に周知いたしております。

新型コロナウイルス感染症の感染者とその家族については、福岡県で対応することとなっており、感染の疑いのある方については、公民館等の避難所では行わず、町が対応する指定緊急避難場所や福祉避難所で別室や別棟に隔離して避難していただくよう定めております。

また、避難所において感染症対策の物品としてマスクやフェイスガード、消毒液、除菌用品、非接触式体温計、実測式の体温計、避難所に掲示する感染防止に関するポスターなどを各行政区の避難所及び体育館などの指定緊急避難場所に配備いたしました。

あわせて、早期に開設する体育館などの指定緊急避難場所や福祉避難所には避難世帯の飛沫などを防止するためのパーテーション、床からの飛沫防止や要配慮者などの避難環境を整えるための簡易ベット、感染の疑いがある方のトイレを分ける場合や、要配慮者のためのトイレが必要になった場合に使用する簡易トイレの配備を現在進めております。

さらに、災害対策本部における避難所担当及び医療班の人員を増やし、警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）以上を発令した際に開設する指定緊急避難場所に配置する職員を増員し、受け入れ体制及び感染症対応力を強化しております。

あわせて対策本部と担当職員との連絡をスマートフォンアプリ「ラインワークス」を活用し、避難所運営が円滑に行えるよう連絡体制も強化しております。

二つ目の高齢者に対しての新型コロナウイルス感染症対策関連の詐欺防犯対策、防犯体制への御質問についてお答えいたします。

町では、県・警察その他からの情報があった場合は、毎月開催される区長会におきまして、その情報をお伝えすることといたしております。



また必要に応じて広報に掲載するほか、回覧版で情報提供を行っているところでございます。

また、篠栗町民生委員・児童委員協議会定例会に、事務局として福祉課職員が同席しております。

この定例会におきましても、必要に応じて、行政情報を提供させていただいております。

この中で、高齢者世代を狙った新型コロナウイルス給付金詐欺などの防犯対策についても7月定例会で各民生委員・児童委員の担当地域において注意喚起をお願いしたところでございます。

今後におきましても、県や警察その他から情報提供があった折には区長会や民生委員・児童委員会委員等の関連機関と速やかに連携いたしまして、地域防犯体制の構築に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ答弁してください。

○産業観光課長（井上 勝則） 私のほうより3番目の新型コロナウイルス長期化に伴うさらなる対策につきましての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、町としましても、さまざまな分野に対し支援や対策を行っております。

その中において、経済対策など産業分野につきましては、すでに終了した事業に対しましては、デリバリー・テイクアウト促進事業、小規模事業者緊急支援補助金、また、現在継続中の事業としましては、9月末が申請締め切りの感染症予防対策費補助金、その他の事業としまして、宿泊促進事業、プレミアムつき商品券事業、素材生産事業などを行っております。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大の報道が続くウィズコロナ、アフターコロナといった新しい生活様式の転換が求められる中、議員御質問の飲食店や宿泊事業者といった規模は小さく、急な対応が難しい事業所にとりましては厳しい状況が続いております。

そのため、新たに8月より主として店内での飲食を支援する「ささグルメ」という飲食店支援事業を行う予定でしたが、福岡県下における7月末の急激な罹患者の増加に伴い、急遽事業の延期を決定いたしました。

該当飲食店や町民の皆様にご迷惑を招いたことにつきましておわびを申し上げます。

ただ、宿泊促進事業につきましては、篠栗町旅館組合と協議しまして、事業期間

を11月末までと延期することに決定いたしました。

「さきグルメ」につきましても、事業実施の適期を判断した上で行う予定といたしております。

その他、店舗を継続していくために必要な支援を検討したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 教育長。

○教育長（太郎良 順一） それでは、私のほうから4番目と5番目の質問にお答えいたします。

まず4番目の御質問は「保育所・幼稚園・学校で感染者が発生した場合の対策マニュアルの作成をしているか」というお尋ねでございます。

篠栗町新型コロナウイルス感染症対策本部におきましては、町内の各施設の新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、各施設でマニュアルを作成し、利用者へ公表することとしており、小中学校幼稚園においては、文部科学省のガイドラインに沿って統一マニュアルを、また保育所においてもそれぞれマニュアルを作成し、利用者に公表しているところでございます。マニュアルでは、本人または家族が陽性となった場合、濃厚接触者となった場合、発熱等の症状が見られる場合等、状況に応じて対応を定めているところでございます。また、保護者や子どもの心身のケアに関しましても、感染した方々への差別誹謗中傷が起こらないように、各学校で人権学習を実施しているほか、マニュアルにも記載し、保護者への啓発も行っているところでございます。

次に、5番目の質問は、小・中学校が長期休業となったが、標準授業時数をどのようにカバーするのかというお尋ねでございます。

夏休みの短縮だけでは、学習指導要領に基づく標準授業時数をカバーできないのではないかと御質問ですが、各小中学校では、夏休みの短縮学校行事の見直し、7時間授業の授業日の設定等により標準授業時数は確保できる見込みであります。

また、本年7月17日の文部科学省通知「学校の授業における学習活動の重点化にかかわる留意事項」におきましては、コロナ禍における子どもたちや教員の負担を鑑み、「学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年または次学年に移して、教育課程を編成することができる」とされております。

これらのことを踏まえ、各校で計画的に授業時数を確保し、教育課程を編成しているところでございます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 再質問。

はい、今長谷議員。

○議員（今長谷 武和） はい、ありがとうございます。

コロナウイルス感染を増大しないためにも、持ち込まないことが1番だと思えます。そのためにはやはり学校、幼稚園、公共施設に、例えば自動の体温計なんかを置けばですね、持ち込みが半減するとは思いますが、そういうふうな、自動体温計をもっとふやすようなお考えはないでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○教育長（太郎良 順一） コロナ感染症予防対策については、既に、補正予算を組んでいただいているというところでございます。

それで、体温計につきましては、各学校で十分準備できている状況にあるのではないかというふうに思います。

ただ非接触型の体温計ということであるとかですね、あるいは、もっと機械的なものについてはですね、現時点では必要ないのではないかと、というふうに、非接触型は準備をしておりますが、というところでございます。

なお、小中学校におきましては、基本的に朝、検温して登校してくるということで、その徹底も、今進めているところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（今長谷 武和） 早急の新型コロナウイルスの収束を願って質問を終わります。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会いたします。

散会 午後1時46分

令和2年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月4日

令和2年 第3回 定例会 会議録

日時 令和2年9月4日 午後1時46分

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	藤木高裕	2番	横山和輝	3番	品川静
4番	古屋宏治	5番	田辺弘之	6番	栗須信治
7番	村瀬敬太郎	8番	今長谷武和	9番	
10番	阿部寛治	11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正		
教育長	太郎良順一	総務課長	立花博友
財政課長	藤忠文	会計課長	野寄勇
まちづくり課長	熊谷重幸	税務課長	有隅哲哉
収納課長	花田篤	住民課長	田村明広
健康課長	栗原俊孝	福祉課長	平山智久
産業観光課長	井上勝則	都市整備課長	堀雅仁
上下水道課長	城戸勝範	学校教育課長	浦上利浩
こども育成課長	松岡秀策	社会教育課長	松熊大

出席した議会事務局職員

局長	佐伯和久	次長	藤幸三
係長	伴秀代		

開会 午後 1 時 4 6 分

○議長（阿部 寛治） 本日、会期の変更を議会運営委員会で話し合いました。

皆さん御存じのとおり、特別警報級の台風 10 号が日曜日から月曜日にかけて最接近するため、月曜日以降の会期日程を変更したいと思います。

7 日（月曜日）については休会とし、8 日（火曜日）は条例審査、9 日（水曜日）は決算認定、10 日（木曜日）は決算認定及び補正予算審査、11 日（金曜日）は予備日、そして、14 日（月曜日）を採決としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上で、散会します。

散会 午後 1 時 4 7 分

令和2年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月10日

令和2年 第3回 定例会 会議録

日時 令和2年9月10日 午後3時42分

場所 篠栗町役場 会議室

出席議員

1番	藤 木 高 裕	2番	横 山 和 輝	3番	品 川 静
4番	古 屋 宏 治	5番	田 辺 弘 之	6番	栗 須 信 治
7番	村 瀬 敬 太 郎	8番	今 長 谷 武 和	9番	
10番	阿 部 寛 治	11番	松 田 國 守	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

出席した議会事務局職員

局 長 佐 伯 和 久 次 長 藤 幸 三



開会 午後 3 時 4 2 分

○議長（阿部 寛治） 今、緊急の議会運営委員会を開いてきました。

先日の台風で、会期日程を 1 1 日を予備日に、1 2 日（土曜日）、1 3 日（日曜日）を休会として、1 4 日（月曜日）に採決をすることを、皆さんと一緒に決定したわけですが、決算・予算特別委員会は予定どおり終了し、予備日をとる必要がなくなりましたので、当初の予定どおり、明日 1 1 日（金曜日）に採決を行うことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

では、明日が最終日になりますのでよろしくお願いします。

これをもちまして散会とします。

散会 午後 3 時 4 5 分

令和2年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月11日(採決)

令和2年 第3回 定例会 会議録

日時 令和2年9月11日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	藤木高裕	2番	横山和輝	3番	品川静
4番	古屋宏治	5番	田辺弘之	6番	栗須信治
7番	村瀬敬太郎	8番	今長谷武和	9番	
10番	阿部寛治	11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正		
教育長	太郎良順一	総務課長	立花博友
財政課長	藤忠文	会計課長	野寄勇
まちづくり課長	熊谷重幸	税務課長	有隅哲哉
収納課長	花田篤	住民課長補佐	田村明広
健康課長	栗原俊孝	福祉課長	平山智久
産業観光課長	井上勝則	都市整備課長	堀雅仁
上下水道課長	城戸勝範	学校教育課長	浦上利浩
こども育成課長	松岡秀策	社会教育課長	松熊大

出席した議会事務局職員

局長	佐伯和久	次長	藤幸三
係長	伴秀代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） 皆さん、おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

なお、執行部では、副町長が病気療養のため欠席しております。

本日の日程に入ります前に、9月4日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。発言内容を慎重に検討し、一部文言及び字句等の訂正を行っております。ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議案第59号「専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）」〔令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）について〕を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第59号「専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）」

〔令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）について〕

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）について、専決処分がなされたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

予算の内容は、令和2年7月6日から7日にかけて発生した豪雨災害の復旧のため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,348万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ135億5,531万5,000円とするものであります。

地方債補正では、災害復旧事業債において、起債の限度額610万円を追加されております。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認い

たしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第59号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、議案第63号「篠栗町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第63号「篠栗町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」

本議案は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、町長等の損害賠償責任の額を規定するために、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は町職員の町に対する損害を賠償する責任を、町長等が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、本条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めるものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第64号「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第64号「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

本議案は、住居表示の実施に伴い、関係条例について所要の規定を整備するため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、実施区域内で変更となる住所について、改正を行うものであります。

この条例については、令和2年10月10日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第65号「篠栗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第65号「篠栗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年4月1日から導入された会計年度任用職員制度について、条文中における引用条の修正及び定義の明確化を図るため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、会計年度任用職員には想定されない特殊勤務手当の削除、フルタイム会計年度任用職員の給与の支給に関する定義の明確化等について、改正を行うものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第66号「篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告します。

議案第66号「篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、市町村が条例で基準を定めるにあたっては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に基づき、放課後児童支援員の規定に関し、見直しを行うため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、放課後児童支援員の数に関する規定及び職員に関する経過措置について、改正するものです。

なお、本条例は、令和2年4月1日から適用されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告とおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第67号「篠栗町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の



制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第67号「篠栗町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、入所及び保護者負担金に関する規定を篠栗町放課後児童クラブ条例施行規則から削除し、本条例の規定として定めるため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、入所に関する規定及び保護者負担金に関する規定を追加するものです。

なお、本条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第68号「篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第68号「篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、職員に関する規定の変更を行うため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、児童館において業務をする者の名称を「職員」から「館の配置者」へ、また、「児童厚生員」を「児童の遊びを指導する者」へ規定を改正するものです。

なお、本条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第69号「篠栗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第69号「篠栗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、福岡県子ども医療費支給制度について、令和3年4月1日から制度改正されることに伴い、子ども医療費の支給に関する条例準則が改正されたことから、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、子ども医療費の支給対象に「中学生の通院」を含めること及

びこれに伴う規定の整備等を行うものであります。

なお、本条例は、令和3年4月1日から施行され、改正後の篠栗町子ども医療費の支給に関する条例の規定は、施行日以後に受ける医療費について適用し、施行日前に受ける医療費については、なお従前の例によります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第70号「篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第70号「篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、幼児教育・保育の無償化の施行による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正され、関係する規定について所要の整備を行うため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、条例中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めること、子育てのための施設等利用給付に関する規定の追加及び副食費の保護者負担に関す

る規定を改正するものです。

なお、本条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第71号「篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第71号「篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、福岡県重度障がい者医療費支給制度について、令和3年4月1日から制度改正がされることに伴い、重度障がい者医療費の支給に関する条例準則が改正されたことから、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、「障害者」の表記を改めること及び字句の整理を行うものがあります。

なお、本条例は、令和3年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第72号「篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第72号「篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、排水設備指定工事店の指定に係る申請に伴う審査及び指定工事店証、工事責任技術者証の登録に係る証交付について、手数料を徴収することに伴い、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、指定工事店の審査手数料の新設及び指定工事店証、工事責任技術者証交付手数料の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和2年10月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第73号「篠栗町私立幼稚園の授業料等の減免に関する条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○文教厚生常任委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第73号「篠栗町私立幼稚園の授業料等の減免に関する条例を廃止する条例の制定について」

本議案は、令和元年10月の幼児教育無償化に伴い、幼稚園の授業料等が無償になったことにより、本条例はその目的を終えたため、廃止することについて、議会の議決を求められたものです。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第74号「財産の処分の変更について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第74号「財産の処分の変更について」

本議案は、平成31年3月18日平成31年第1回篠栗町議会定例会で議決された議案第17号財産の処分について、現地を測量した結果、面積の変更が生じたため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

所在地「篠栗町大字津波黒字高辻346番5外1筆のうち」を「篠栗町彩り台346番10」に変更。面積「8,434平方メートル」を「8,359.92平方メートル」に変更。売却額「金4億円」を「金3億9,626万208円」に変更するものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第75号「令和元年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案は、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○決算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第75号「令和元年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度篠栗町一般会

計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額 1 1 1 億 7, 6 0 4 万 7, 9 9 7 円、歳出総額 1 0 6 億 3, 4 3 0 万 4, 7 9 1 円、歳入歳出差引額 5 億 4, 1 7 4 万 3, 2 0 6 円です。

翌年度へ繰越すべき財源は、繰越明許費繰越額 8 万 6, 0 0 0 円。実質収支額は、5 億 4, 1 6 5 万 7, 2 0 6 円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 7 5 号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第 1 5、議案第 7 6 号「令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○決算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 7 6 号「令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。



歳入総額 27 億 7,657 万 4,711 円、歳出総額 28 億 6,105 万 8,156 円、歳入歳出差引額 マイナス 8,448 万 3,445 円。

翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は、マイナス 8,448 万 3,445 円。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 76 号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第 16、議案第 77 号「令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○決算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 77 号「令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額 4 億 2,163 万 2,277 円、歳出総額 4 億 1,948 万 4,059 円、歳入歳出差引額 214 万 8,218 円。

翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は、214万8,218円。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第77号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第17、議案第78号「令和元年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○決算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第78号「令和元年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額2億7,504万3,777円、歳出総額4億631万2,766円、歳入歳出差引歳入不足額1億3,602万989円です。

翌年度へ繰越すべき財源は、継続費通次繰越額475万2,000円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省

略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第78号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第18、議案第79号「令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○決算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第79号「令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を処分計算書のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

地方公営企業会計について、下水道事業会計の決算額、収益的収入額9億1,515万5,664円、収益的支出額8億5,130万7,639円、資本的収入額4億7,783万8,900円、資本的支出額6億6,081万4,374円であります。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定い

たしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第79号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第19、議案第80号「令和元年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○決算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第80号「令和元年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和元年度篠栗町水道事業会計決算に伴う剰余金を処分計算書のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、令和元年度篠栗町水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

地方公営企業会計について、水道事業会計の決算額、収益的収入額5億6,232万6,947円、収益的支出額4億8,968万7,861円、資本的収入額1億440万円、資本的支出額2億1,339万8,984円であります。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第80号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第20、議案第81号「令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第81号「令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億8,030万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億3,562万1,000円とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第81号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第82号「令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
古屋委員長。

○予算特別委員長(古屋 宏治) 報告いたします。

議案第82号「令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ741万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,027万9,000円とするものです。

全員出席の予算特別委員会で審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第82号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第83号「令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第83号「令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」

本議案は、令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計を営業費用の補正により、既決予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、収益的支出113万9,000円を追加し、収益的支出の予定額を8億8,415万3,000円とし、また受益者負担金の補正により、既決予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額に、資本的収入1,203万9,000円を追加し、資本的収入の予定額を4億9,826万円とするものであります。

全員出席の予算特別委員会で審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案どおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第83号は、委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第1、意見書案第1号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について」を議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

お諮りします。

意見書案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第23、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両常任委員長から会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生、両常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生、両常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、招集日に配付しておりました常任委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があればお受けいたします。

質疑はありませんか。

ないようですので質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

ここで、町長何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 距離がありますので、マスクを取らせていただきます。

令和2年第3回定例会の閉会にあたりご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議誠にありがとうございました。



人事案件3件、「篠栗町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」をはじめとする条例の制定11件、財産の処分の変更について1件、令和元年度一般会計、特別会計の決算の認定について4件、流域関連公共下水道事業及び水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について2件、専決処分の承認を含め令和2年度補正予算4件の上程いたしました25議案について可決・承認いただきましたことに感謝いたします。

本定例会中に、猛烈な台風10号の接近・上陸が懸念される事態となりました。

議会におかれましては、職員の対策本部での徹夜の待機や避難所の迅速な開設等の諸対応にご配慮いただき、日程変更して9月7日を休会としていただきました。大変ありがとうございました。9月6日（日曜日）のお昼に開設した各避難所には、合計で400人以上の町民の皆さんが避難され一夜を明かされました。台風の規模が想定ほど小さくなく、町民の皆様や町内に大きな被害も出ずに一安心でございました。

宮崎県椎葉村での土砂崩れによる4人の行方不明者の捜索が現在も続いている報道をみるときに、平成21年に我が町で発生した一ノ滝地区の大規模土砂崩れのことを思い出します。心からお見舞いを申し上げますとともに、早期の救出を願うばかりでございます。

今回の避難所運営は、新型コロナ対策をどう考慮するかについて初めての経験でございましたが、職員にとっては貴重な経験となりました。今後は、水害等で長期間にわたった時などを想定し、机上でのシミュレーションをしっかりと対応して参ります。

本定例会において、前年度の総括ともいえる決算認定の議会審議をいただき、誠にありがとうございました。いただいたご意見を踏まえて、令和2年度当初予算に盛り込んだ諸施策について、着実に完了するように努力して参ります。

また、年度の継続性を重視するなかで、翌年度以降に篠栗町が取り組むべき課題を検討する時期がもうすぐ参ります。町執行部では、10月から各課において素案をまとめ、来年1月までに令和3年度の事業項目案を固めて参ります。

毎年申し上げておりますが、議員各位におかれましては、議会の場に限らず、各課にお立ち寄りいただき、日ごろからお考えの町の課題についてご意見を賜れば有り難いと存じます。何とぞよろしく願いいたします。

さて、私は、町長という職は4年間の任期が全てと考えております。4年間のなかで、どう町を動かし、持続可能なまちづくりを進めていくかが常に求められてい

ると考えております。度々申し上げて参りましたが、まちづくりは数十年単位の先を見据えたうえで、4年間の持続可能な仕掛けを一つひとつ作り上げていくことこそ重要なポイントであろうと考えております。誰が4年間の町政を預かるにしろ、行政が、住民の皆さんと十分論議して素案をつくり、議会で慎重審議され決定いただいた長期ビジョンを実践する納得性の高い仕掛け作りこそ、4年間の任期に任された大事な「まちづくり」であると考えております。

本年11月に任期が満了するこの4年間は、「第1期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な成果をとの思いで臨みました。篠栗北地区産業団地開発については、昨日議会に対して、これまでの総括のご報告をいたしました。諸般の事情から事業の遅れにより、完成までには至りませんでした。

松田議員との一般質問の際にもやり取りを行いました。篠栗北地区産業団地開発事業の完成と進出企業の操業開始、その後の篠栗町の新しい産業・観光拠点としてのまちづくり。

あるいは、2024年までの「第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な成果を得るためのしっかりとした道筋をつける。

このような課題、即ち、長期ビジョンを実践する納得性の高い持続可能な仕掛け作りのために、また、篠栗町民の幸せの実現のために、4年間で持続可能な仕掛けを一つひとつ作り上げていくという新たな思いで、11月の町長選挙に立候補する決意でございます。

本日午後、正式に出馬表明をマスコミ発表いたします。何とぞよろしくお願いいたします。

最後に、今後とも町職員一丸となって篠栗町の諸課題の解決と自主財源の拡大を目指して「篠栗町の更なる自立」のために努力して参りますので、議員各位におかれましては、引続きご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。篠栗町議会令和2年第3回定例会の閉会の挨拶といたします。長期間のご審議ありがとうございました。そして、この4年間どうもありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 本日の会議を閉じます。

これをもって、令和2年第3回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時07分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

---

篠栗町議会議員

藤木 高裕

---

篠栗町議会議員

横山 和輝

---